

5つの基本目標ごとに、今後5年間に取り組む主要施策について体系化するとともに、主な取組や目標とする指標等を示し、教育施策の推進を図ります。

1 基本目標ごとの主要施策

基本目標 1

確かな学力の育成と多様なニーズに対応した教育の推進

- ◆「確かな学力」を育成することは、知識の蓄積だけにとどまらず、問題解決能力やコミュニケーション能力など、多様で変化の激しい現代社会を主体的にたくましく生き抜く力を身に付けることにもつながります。そのため、子どもたち一人一人に応じたきめ細かな教育を行うことにより、基礎的・基本的な知識や技能の定着に加え、思考力・判断力等の育成や個性・能力の伸長を図ります。
- ◆子どもたちが、将来、自立した社会人として主体的に社会参画できるよう、望ましい勤労観と職業観を身に付けさせます。
- ◆障がいのある子どもたちや外国人の子どもたちなど、一人一人の多様なニーズに応じた教育を充実し、それぞれの夢や目標に向かって安心して学べるよう、必要な支援を行います。

- (1) 確かな学力の育成
- (2) 特別支援教育の充実
- (3) グローバル社会で活躍できる人材の育成
- (4) 多文化共生社会を目指した外国人児童生徒の教育の充実
- (5) キャリア教育の充実
- (6) 産業教育の充実
- (7) 情報教育の推進
- (8) 幼児期からの教育の充実
- (9) 私立学校教育の振興

基本目標 2

豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

- ◆学校、家庭、地域など、様々な集団の中における多様な体験活動・交流活動を通じて、コミュニケーション機会の充実を図り、望ましい人間関係を築く力を養うとともに、人を思いやる心、自分自身を大切にする心、命を大切にする心、自然を愛する心などを育みます。
- ◆いじめは、決して許されず、また、どの学校でもどの子どもにも起こりうるという認識のもと、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応できる体制の充実を図るとともに、不登校や問題行動に対しても、未然防止と早期対応に向けた取組を推進します。
- ◆地域の自然や歴史、文化及び産業などに関する学習や体験の機会を充実し、子どもたちに「ふるさと岐阜」への誇りと愛着を育むふるさと教育を推進します。
- ◆生涯を通じて健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、望ましい生活習慣・食習慣の確立や健康・体力の向上を図ります。

- (1) 心の教育の充実と望ましい人間関係を築く力の向上
- (2) 人権教育の推進
- (3) いじめ等の問題行動や不登校への対応と教育相談体制の充実
- (4) ふるさと教育・環境教育・体験活動の推進
- (5) 健康・体力づくりの推進
- (6) 食育の推進

基本目標 3

魅力ある教職員の育成と安全・安心な教育環境づくりの推進

- ◆優秀な教職員の確保を図るとともに、教職員の資質と指導力を高めることにより、教育水準の維持向上を図り、信頼される教育環境づくりを目指します。また、教員採用選考や管理職登用、人事異動、勤務条件の在り方等について、様々な角度から改善の方策を検討します。
- ◆一人一人の教職員の教科指導力、教育相談など生徒指導に求められる力、校務を遂行する力などを高めるとともに、管理職の学校マネジメント能力を高める研修の充実を図ることにより、魅力ある学校づくりを推進します。
- ◆体罰や不祥事は決して許されないものであり、全教職員が毅然とした態度で、体罰や不祥事の根絶に努めます。
- ◆子どもたち一人一人が安心して学校教育が受けられるよう、防災教育や交通安全教育の推進を図るとともに、学校ぐるみで危機管理体制の充実を図ります。

- (1) 優秀な教職員の確保と人事システムの構築
- (2) 教職員の資質能力の向上と体罰・不祥事の根絶
- (3) 学校マネジメントの推進
- (4) 安全・安心な学校づくりと危機管理体制の充実
- (5) 学校施設の整備の推進
- (6) 修学支援と学びの再チャレンジの推進

基本目標 4

学校・家庭・地域の連携による教育コミュニティづくりの推進

- ◆学校がPTAとの連携を一層深めるとともに、企業や地域の関係団体が家庭教育の支援に積極的に取り組むことにより、社会全体で家庭の教育力の向上を図ります。
- ◆学校、家庭、地域、企業等が連携して、社会全体で子どもたちを育む地域社会づくりを進め、地域の自然や歴史、文化、産業、教育文化施設等の身近な教育資源を有効に活用しながら、子どもたちに活動の機会を広げていきます。

- (1) 家庭の教育力の向上
- (2) 地域の教育力の向上

基本目標 5

生涯にわたる学習・文化・スポーツの推進

- ◆子どもたちが郷土の文化、歴史、自然に誇りと愛着をもてるよう、地域の伝統芸能や行事などに触れ親しむ機会を提供します。
- ◆子どもたちが生涯を通じて、自主的・継続的にスポーツに親しむことで、地域の絆づくりや活性化を推進するとともに、地域に根差したスポーツ環境の整備をすることにより、明るく豊かな地域社会づくりを目指します。
- ◆地域住民が様々な学習を通じて、主体的に地域社会に参画し、学んだ成果を地域社会に役立てる「地域づくり型生涯学習（※）」などを実施することにより、活力ある地域社会の実現を目指します。

- (1) 文化活動の推進
- (2) 文化財の保存・活用の推進
- (3) スポーツの推進
- (4) 生涯学習の推進

【用語解説】

※ 地域づくり型生涯学習

身近な地域課題の解決を目指して、自己の知識、技術、経験を地域社会に役立てていく学習活動のことです。地域の優れた文化・歴史・自然を知ってもらうための学習活動や、地域で子育て支援を行うための学習活動など、地域の課題に合わせた様々な学習活動があります。

2 取り組むべき主な施策

本節では、5つの基本目標ごとに主要施策を設定し、それぞれの現状と課題を明らかにした上で、今後5年間に取り組むべき主な施策を示します。

基本目標 1

確かな学力の育成と多様なニーズに対応した教育の推進

..... 26

基本目標 2

豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

..... 46

基本目標 3

魅力ある教職員の育成と安全・安心な教育環境づくりの推進

..... 61

基本目標 4

学校・家庭・地域の連携による教育コミュニティづくりの推進

..... 75

基本目標 5

生涯にわたる学習・文化・スポーツの推進

..... 80

基本目標 1

確かな学力の育成と多様なニーズに対応した教育の推進

(1) 確かな学力の育成

現 状

- 小・中・高等学校を通じて、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着とそれらを活用する思考力・判断力・表現力の育成、学ぶ意欲の向上に努め、「確かな学力」を育成していく必要があります。
- 本県では、基礎学力定着サポートプランを策定し、各小・中学校において習熟度別少人数指導等、「基礎的・基本的な知識・技能」の定着が不十分な児童生徒に焦点をあてた指導の充実を図ってきました。しかし、小学校においては、依然として基礎的・基本的な知識・技能の習得に課題があり、小・中学校を通じて、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成についてバランスのとれた指導が求められています。
- 高等学校においては、小・中学校段階の学習内容の確実な定着を図るなどの取組をしてきました。今後も、基礎学力の定着を図るとともに、時代の変化に対応していける能力の育成が求められています。

課 題

- 知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力の育成及び学ぶ意欲の向上
- 一人一人に対応した指導の充実と個々の能力を伸ばすための取組の推進
- 学習への関心・意欲を高め、主体的に学習に取り組む学習習慣の確立

取組の基本方針

子どもたちの学力を育むことは学校教育の根幹的な役割であり、学校では子どもたち一人一人の学ぶ意欲を高め、基礎的・基本的な知識・技能を習得し、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力を育成するよう取り組みます。また、一層の授業改善を図り、児童生徒一人一人に対応したきめ細かな指導を行い、その能力を伸ばすよう取り組むとともに、変化の激しい現代社会にあって、生きる力の基盤となる確かな学力が身に付けられるようにします。

そのために、市町村教育委員会とも連携を図りながら、各学校における教育改善の取組を支援し、児童生徒一人一人の学力を一層伸ばす教育を推進します。

取り組むべき主な施策

①学ぶ意欲を高め、基礎的・基本的な知識・技能を習得し、思考力・判断力・表現力を育成する教育の推進

- ・各学校において、児童生徒の学力や学習の状況を踏まえた指導改善計画の立案、実際の指導、成果検証を行い、指導改善に取り組みます。また、指導の成果と課題、その後の指導改善の方途について保護者や地域住民への積極的な説明に努めていきます。
- ・国語においては、話す、聞く、書く、読むことの基礎的な力を育成するとともに、全ての教科等で、記録、要約、説明、論述、批評、発表、討論などの言語活動を行い、言語能力を育む活動を推進します。
- ・習熟度別少人数指導等、児童生徒の学力や学習の状況に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。
- ・小学校においても教科担任制を実施するなど、教科専門性の向上に取り組み、校内の指導体制を工夫改善するとともに、各教科の指導方法、教材の研究を充実させ、より質の高い教科指導の実現を図ります。
- ・児童生徒の関心・意欲を高め、優れた能力を一層伸ばすセミナーやコンテストを実施します。

②高等学校における教育の質の保証と授業改善

- ・小・中学校段階での学習内容の確実な定着を図るための学習の機会を設け、小・中学校段階から高等学校段階への学習の円滑な接続を図ります。
- ・発表したり討論したりするなどの言語活動を通して基礎的・基本的な知識・技能を活用する力を育成する教科指導を推進します。
- ・生徒自らが課題を見つけ、その解決に向け主体的に探究できる力を養うとともに、専門的な知識や技能の向上を図ります。

③科学的思考力を育成する教育の推進

- ・理数教育設備を充実させるとともに、授業において観察や実験を積極的に実施し、結果の分析などを通して、根拠をもって思考する力や説明する力、課題を見つけ解決する力の育成を図ります。
- ・グラフ作成や資料の分析など統計分野に関する実践的な出前授業「データ活用講座」を実施します。出前授業では、データから本県や地域の特徴を知る学習も取り入れ、ふるさとへの愛着を深める機会としても活用しつつ、その成果等を取りまとめた分かりやすい教材を提供します。

④家庭や地域と連携した学習支援の充実

- ・家庭においても、自分の力で学習ができる児童生徒の育成を目指し、PTAとの連携等により家庭学習の充実を進めます。
- ・放課後子ども教室（※）や放課後の児童生徒の受け皿となっているNPO法人等、児童生徒の生活の安定や学力向上に寄与する様々な地域の関係機関や家庭と連携した支援の可能性について研究を進めます。

⑤学力向上に向けた効果的な教職員の配置と活用

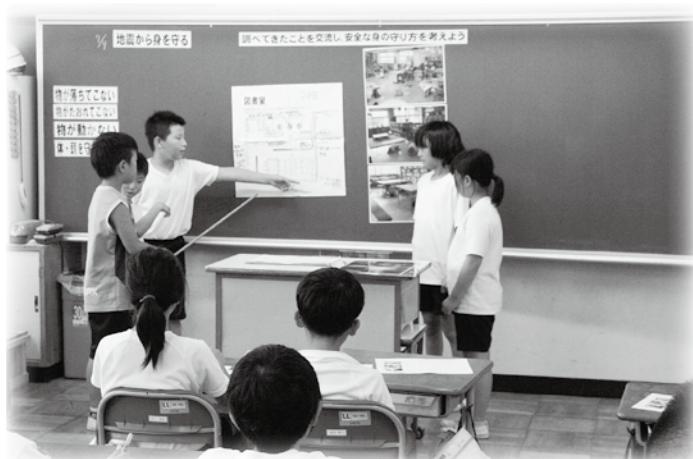
- ・ 小学校の低・中学年においては、学級集団を少人数にすることにより、基本的な生活習慣や学習習慣を身に付けさせるとともに、安心して学校生活が送れるようにします。また、中学校1年生においては、中一ギャップに対応するため少人数学級を継続します。
- ・ 少人数指導として、習熟度別少人数学習等の指導方法を工夫改善することにより、児童生徒一人一人の学習状況を的確に把握しながら指導します。
- ・ 高い専門性と優れた指導力をもつ教職員の力を活用し、教職員全体の意欲と学習指導力の向上を図ります。

⑥へき地・複式教育等における教育の充実

- ・ へき地・複式教育や少人数指導等について積極的に学ぼうとする教職員を対象にした研修を行い、指導力の一層の向上を図るとともに、へき地・複式校、少人数学級のよさを生かした指導方法の工夫改善を推進します。

【用語解説】

※ 放課後子ども教室
(15 ページ参照)



(2) 特別支援教育の充実

現 状

- 平成 19 年 4 月に学校教育法が改正され、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行う「特別支援教育制度」がスタートしました。
- 本県では、平成 18 年に策定した子どもかがやきプランに沿って、県内各地域に新設特別支援学校 6 校を開校するなどの整備をはじめ、特別支援教育を推進するための様々な施策に取り組んできました。(平成 25 年 4 月現在の整備状況 18 校)
- 同時に、スクールバスを 31 台から 44 台まで増車し、通学に要する時間が 60 分を超える児童生徒の割合は 19% から 9 % まで減少しました。(平成 25 年 4 月現在)
- また、卒業後の自立支援を目的とした企業内作業学習の平成 24 年度の受け入れ企業は 87 社まで拡大し、「働きたい! 応援団ぎふ」登録企業数も 446 社となりました。一般就職率は、平成 24 年度は 31.9% となっています。
- 地域で学ぶための学校整備が進む一方、急増する児童生徒の多様なニーズに対し、就学前から卒業後の自立までを見据えた教育を行うには、より質の高い教育内容や指導に関わる教職員の専門性が求められます。また、増加している発達障がいのある児童生徒に対応するため、全ての学校において特別支援教育に対する理解と支援の充実が必要になっています。

課 題

- 地域で学ぶ環境を実現するための特別支援学校の整備
- より質の高い教育を実現するための教職員の専門性の向上
- 卒業後を見据え社会参加を実現するための職業教育の推進

取組の基本方針

一人一人の多様な教育的ニーズに応じて、学校資源や地域資源を効果的に活用したきめ細かな学びを提供する「インクルーシブ教育(※1)システム」の構築を目指します。

◆岐阜県が進める「インクルーシブ教育システム」

- ①

 専門性の高い学びの提供
- ②

 校種の枠を超えた学びの提供
- ③

 地域資源を活用した学びの提供

特別支援学校や小・中学校の特別支援学級だけでなく、特別な教育的ニーズのある児童生徒が在籍する全ての学校において、特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上を図り、より質の高い教育を提供できるシステムを構築します。

また、主に通学している学校に加え、地域の学校や企業・公共施設等の多様な学びの場(人、場所、施設設備、行事等)を効果的に活用することで、一人一人の多様なニーズに対応した「学びのスタイル」を構築します。

取り組むべき主な施策

①地域での学びを支える教育環境の整備

- ・地域で学ぶための環境を整備するため、平成18年から子どもかがやきプランを策定し、特別支援学校の空白地域の解消を図ってきました。残る岐阜南部地域の整備は平成28年の開校を目指しています。
- ・岐阜希望が丘特別支援学校は、地域医療の拠点として希望が丘学園との一体整備を進め、平成27年の供用開始を目指しています。また、小・中学部に加え高等部も設置することにより、一貫した教育が可能な環境を整えます。
- ・近年増加している軽度知的障がいのある生徒一人一人の適性や希望に応じた進路を実現するため、高等特別支援学校を整備します。

②特別支援教育における教職員の専門性の向上

- ・免許法認定講習等の受講環境を整備し、特別支援学校教諭免許の取得を促進します。
- ・特別支援学校に勤務する経験の浅い若手教職員や講師のための専門性向上を目指した研修プログラムを開発し、実践力の向上を図ります。
- ・小・中学校の特別支援学級や通級指導教室の担当教職員については特別支援学校等の専門性を活用し、地域の核となる教職員（モデル教職員）を養成し、全ての担当教職員の専門性向上を図ります。
- ・各障がい種に対する専門性の高い教育を行う特別支援学校（岐阜地域の5校（※2））をコア・スクールとして位置付け、様々な専門分野に関する指導的立場の教職員（コア・ティーチャー）を養成し、コア・スクールの専門性向上を図ります。
- ・コア・ティーチャーを核としたコア・スクールの専門性を活用することにより、各地域の特別支援学校の教職員の専門性向上を図ります。

③一人一人の多様なニーズに対応した「学びのスタイル」の構築

- ・県内どの地域においても、知的障がい、肢体不自由、病弱等のある児童生徒が、それぞれの地域で学ぶことができるよう、教育課程の充実を図ります。
- ・特別支援学校の小・中学部においては、児童生徒の居住地域の小・中学校における交流及び共同学習を積極的に行います。
- ・特別支援学校の高等部においては、地域の高等学校と職業教育（作業学習体験、作業製品の開発等）や教科指導における交流及び共同学習を推進します。
- ・「働きたい！応援団ぎふ」登録企業を拡大し、地域の企業と一体となった職業教育を推進します。
- ・地域の一員として認め合い学び合うことができるよう、各特別支援学校の近隣にある小・中・高等学校の児童生徒や地域の方との交流を推進します。

④就学前から高等学校卒業まで、柔軟で連続性のある支援体制の構築

- ・特別な支援が必要な就学前児の早期発見・早期支援体制の一層の促進を図るとともに、個別的教育支援計画・個別の指導計画を活用した就学移行を図ります。
- ・児童生徒の就学先については、各市町村において総合的な観点から決定することがで

きるよう、市町村の担当者に対する研修会を実施したり、必要に応じて専門家を派遣したりするなど、市町村の体制づくりを支援します。

- ・ 特別支援学校を核とした地域連携ネットワークをつくり、地域における校種間のスムーズな連携体制を構築します。
- ・ 生徒一人一人の希望や適性に応じた進路実現を可能とするカリキュラムや3年間の系統的な指導計画を作成するとともに、卒業後のフォローアップ体制の整備を図ります。

⑤発達障がい等のある児童生徒の特性を踏まえた支援の充実

- ・ 小・中学校や高等学校の通常の学級に在籍する発達障がい等、特別な支援が必要な児童生徒が安心して学び、将来の自立した生活に必要な力を高めるため、学習過程の見通しがもてる工夫や、集中しやすい教材・教具の開発など、障がいの有無に関係なく、どの児童生徒にとっても分かりやすい「ユニバーサルデザインの授業」づくりを推進します。
- ・ 大学教授や医師、臨床心理士等の専門家の指導助言を基に、障がい特性を踏まえた学級経営や校内支援体制の整備、カリキュラムの編成などの実践を進めます。
- ・ 中学校の通常学級や情緒障がい特別支援学級等における特別な支援を必要とする生徒の進路選択の幅を広げ、高等学校卒業後社会的に自立するための教育を提供するため、長期間のインターンシップや学習の遅れを補充する授業、SST（※3）などを実施できるような仕組み（カリキュラムの改編、指導体制の整備、教職員の専門性向上等）を検討します。

【用語解説】

※1 インクルーシブ教育

障がいの有無に関係なく、全ての子どもを対象として、学校や地域社会が個々の子どものニーズに対応して行う教育のことです。

※2 岐阜盲学校、岐阜聾学校、長良特別支援学校、岐阜希望が丘特別支援学校、岐阜高等特別支援学校（仮称：平成29年開校予定）の5校。

※3 SST

“Social Skills Training”の略で、集団行動、仲間関係、コミュニケーションなど、社会生活上の基本的な技能を身に付けるための学習のことです。

(3) グローバル社会で活躍できる人材の育成**現 状**

- グローバル化が急速に進展する中、日本人としてのアイデンティティや日本の文化に対する深い理解を前提として、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化を理解する力などを身に付け、様々な分野で活躍できる「グローバル人材」の育成が求められています。
- 本県では、外国語教育（外国語活動）において、小・中・高等学校を通じて、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成することや、中学校・高等学校では、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4技能をバランスよく育成するための指導に取り組んでいます。
- また、外国語教育に関する優れた取組を行う学校を中心に研修会を実施し、指導方法や研究成果の共有を促したり、外部試験を活用した生徒の語学力の把握・検証を行ったり、生徒が外国語を使用する機会の拡充を図ったりするなどの取組を行ってきました。

課 題

- 外国語を通じた実践的なコミュニケーション能力の向上を図る教育の推進
- グローバル社会で活躍できる人材の育成
- 教職員の英語力・指導力の一層の向上

取組の基本方針

高いコミュニケーション能力や問題解決力等の国際的素養を身に付け、将来、国際的に活躍できる「グローバル人材」の育成については県民の期待も大きいため、平成26年度から30年度までの5年間を、グローバル人材育成に向けた教育の重点強化期間として位置付けます。

また、教職員研修の充実、指導改善に関する実践研究の推進、世界標準の外部検定試験の実施、海外インターンシップなど、児童生徒が英語を使う機会の大幅な拡充に取り組めます。

取り組むべき主な施策

①グローバル化に対応した教育の推進

- ・異なる習慣や文化をもつ人々を受容し、共生していくための資質や能力を育成するとともに、日本の伝統・文化への理解を深めるため、海外の姉妹校との交流などを行う学校を積極的に支援します。
- ・留学生等との交流や外部講師による異文化理解等についての学習の推進、高校生の海外留学の支援など、外国語や異文化に触れたり考えたりする機会を多く設けます。
- ・グローバル社会の課題について大学や企業と連携して課題研究を行うなど、グローバル・リーダー育成のための研究開発に取り組む高等学校を重点的に支援し、その成果を県内の学校に普及します。
- ・日本や日本を取り巻く世界の地理的・歴史的事象を理解させたり、広い視野から国際社会における日本の役割について考えさせたりする学習活動を推進します。
- ・岐阜県の自然、歴史、文化芸術、伝統文化、産業などをテーマとした外国語活動及び中学校外国語（英語科）等の副教材を作成し、活用することで、「ふるさと岐阜」への誇りと愛着を育むとともに、世界に発信したいという意識を高める教育を推進します。

②外国語によるコミュニケーション能力の向上を図る教育の推進

- ・外国語指導助手（ALT）とのチームティーチング等、英語によるコミュニケーション能力、論理的思考力を強化する指導改善に関する調査・実践研究を進め、その成果を県内の学校に普及します。
- ・世界標準の外部検定試験の実施により、高校生の英語力を把握、分析し、授業の指導に生かすとともに、世界で活躍できる英語力の基礎を身に付けるための学習到達目標の設定とその活用を図り、小・中・高等学校の円滑な接続ができる指導を行います。
- ・「英語スピーチコンテスト」や「英語ディベート大会」等を通じて、県内中学生・高校生の英語学習へのモチベーション及び発信力の向上を目指します。

③グローバル化に対応した産業教育の推進

- ・グローバル化が進展する社会において、地域経済や産業の国際化を身近なものとして捉えるために、実践的な英語の授業等を通して、外国語によるコミュニケーション能力を高め、国際的な視点を有した地域産業人を育成します。
- ・海外農業の実態や日系移住者の優れた実践的経営、開拓者精神等に直接触れることにより、将来、農業経営者又は農業関連産業に従事するために必要な先進的かつ高度な知識・技術を習得するとともに、広い視野と豊かな国際感覚を有した地域農業の担い手を育成します。

④グローバル化に対応するための指導力の向上

- ・文部科学省等のプログラムを活用した教職員海外派遣研修を行います。また、外国語担当教員を対象とした宿泊研修を実施し、英語の指導力向上を図ります。

(4) 多文化共生社会を目指した外国人児童生徒の教育の充実

現 状

- 県内の外国人児童生徒数及び日本語指導が必要な児童生徒数は増加傾向にあり、平成 25 年度の県内の小・中学校の外国人児童生徒数は 1,917 人となっています。
- 本県では、外国人児童生徒の母語に対応した外国人児童生徒適応指導員が、学校と連携を図りながら日本語指導等の必要な児童生徒の状況に応じて支援を行うことにより、外国人児童生徒に対する学習を保障しています。
- しかし、外国人児童生徒数及び日本語指導が必要な児童生徒数は今後も増加することが予想され、また、国籍（母語）構成の変化や高等学校進学希望者にも対応していく必要があります。
- 外国人児童生徒の保護者の雇用が不安定になっており、子どもの就学問題を含め、関係機関の連携のもと、生活全般についてきめ細やかな支援が求められています。

課 題

- 日本語指導・適応指導の充実による外国人児童生徒が就学しやすい環境づくり
- 高等学校卒業後の就職支援の充実
- 外国人労働者雇用企業と教育機関等との連携体制の構築

取組の基本方針

日本語指導が必要な外国人児童生徒の学習を保障するために、外国人児童生徒の母語を使用することができる外国人児童生徒適応指導員を配置します。

また、外国人児童生徒に対する適応指導や日本語指導等、外国人児童生徒の教育の実践交流等を行うことにより、学校生活への適応指導や日本語指導等、外国人児童生徒の教育を充実します。



取り組むべき主な施策

①外国人児童生徒に対する支援の充実

- ・ 学校生活への適応指導や日本語指導の支援を図るため、外国人児童生徒の母語を使用できる外国人児童生徒適応指導員を、外国人児童生徒が比較的多い地域を管轄する教育事務所に配置し、小・中学校を中心に、高等学校・特別支援学校にも派遣します。
- ・ 外国人児童生徒適応指導員と学校・市町村教育委員会との連携を進め、効果的な指導・支援に関する研修を実施します。

②高校卒業後のキャリア支援・就職支援に係る環境づくりの推進

- ・ 外国人青少年支援者連絡会議（※1）において、外国人青少年の社会的・職業的自立に向けて必要な能力等を育てるため、関係者が連携して行う支援の在り方について検討し、関係機関に提言します。
- ・ 外国人労働者等受入企業連携推進会議（※2）において、外国人生徒の就職のため、企業へ働きかけを行います。

③地域や市町村が実施するプレスクール（※3）や学習教室等を運営するための環境づくりの推進

- ・ 義務教育の就学年齢を超えて高等学校進学などを目指す外国人生徒を対象として、補習を目的とした進学支援教室を開設し、日本語指導、進学に必要な教科指導、受検準備、進路に関する相談・指導等を行い、希望する高等学校に進学、就学、そして就職ができるような支援を行うNPO法人等に支援を行います。
- ・ （公財）岐阜県国際交流センターによる放課後学習教室やプレスクールの運営及び指導者育成研修の支援を行います。

④外国人学校の各種学校化・学校法人化への支援

- ・ 認可学校法人へ学校運営経費を補助するなど、外国人学校からの希望を受けて、今後とも各種学校化・学校法人化に向けた支援を行っていきます。

【用語解説】

※1 外国人青少年支援者連絡会議

外国人青少年の社会的・職業的自立に向けて必要な能力等を育てるため、関係者が連携して行う支援の在り方等について検討する会議のことです。

※2 外国人労働者等受入企業連携推進会議

外国人労働者等を受け入れている企業と行政との継続的な協力関係の構築を目的とした会議のことです。

※3 プレスクール

未就学児が、小学校入学後にスムーズに学校生活に移行できるように、「入学準備教育」を行う場のことです。

(5) キャリア教育の充実**現 状**

- 社会的・職業的自立の基盤となる能力や態度を育てることや、小・中学校が連携し発達の段階に応じた教育の推進が大切なことなどを踏まえ、県内全ての小・中学校が全体計画及び題材系統図（※1）を整え、義務教育9年間を見据えた指導が実践できるよう努めています。
- 勤労観・職業観を育てる体験活動として、職場体験やインターンシップ等の活動は、地元企業等の協力を得て県内全ての中学校及び高等学校で実施されています。また、高等学校ではキャリア教育（※2）アドバイザーを積極的に活用するなどして、主体的に進路を選択するために必要な力を身に付けさせる指導が充実しつつあります。
- しかし、各学校において育てたい能力や態度を明確にし、全教育活動を通じてキャリア教育を実践することや、体験活動を通じて自己の能力・適性について理解を深めたり、働く目的や自己の生き方を考えたりすることができるような効果的な指導という点ではまだ不十分なところもあります。

課 題

- 小・中・高等学校の連携による児童生徒の発達の段階に応じたキャリア教育の推進
- 地域の人々や民間の力を活用したキャリア教育の充実

取組の基本方針

キャリア教育は、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達（※3）を促すことを目指すものです。激しい社会の変化の中で、将来直面する可能性がある様々な課題に対応しつつ社会人・職業人として自立していくためには、一人一人が明確な目的意識をもって日々の学校生活や学校内外の体験活動に取り組み、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力を高め、勤労観・職業観を形成する必要があります。

児童生徒が自己の適性や可能性を理解し、働くことの意義や学校の学習と将来の生活とのつながりが実感できるよう、家庭や地域、産業界、関係機関等と緊密な連携を図り、発達の段階に応じたキャリア教育を充実させていきます。

取り組むべき主な施策

①児童生徒の発達の段階に応じたキャリア教育の推進

- ・児童生徒の発達の段階に応じたキャリア教育を構築するため、各学校種におけるキャリア教育についての研修や校種間の連携を図ります。
- ・普通科高校を中心に専門知識をもったアドバイザーを配置し、高等学校におけるキャリア教育を推進します。

②地域の人々や民間の力を利用したキャリア教育の充実

- ・地域の人々や学校外の専門人材及び施設等を積極的に活用することにより、社会的・職業的自立に必要な能力を育成します。
- ・事前指導や事後指導を十分に行い、職場見学、職場体験、インターンシップなどの就業体験活動を通じて、勤労観・職業観を育成します。

③個性を活かすキャリア教育の推進

- ・男女が性別に関わりなく共に活躍できる「男女共同参画社会」の実現のため、様々な分野で活躍する男女や企業の幹部として活躍する女性、育児介護休業制度を活用している男性、男女共同参画の観点で組織をマネジメントしている管理職等、男女共同参画社会の中での生き方の手本となるような人材を発掘し、広く紹介します。

【用語解説】

※1 題材系統図

授業等で指導する題材を系統立てて分かりやすく整理した図のことです。

※2 キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達（※3）を促す教育のことです。

※3 キャリア発達

社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程のことです。

(6) 産業教育の充実**現 状**

- 経済のグローバル化や国際競争の激化等に伴う産業構造の変化、技術革新や情報化の進展等に伴う産業社会の高度化などにより、職業人として求められる資質や能力は絶えず変化しており、高度な知識・技術をもった地域産業を支える人材育成は、重要な課題となっています。
- 本県高等学校の学科別在籍者数のうち、職業を主とする専門学科で学ぶ生徒数は33.8%を占め、全国平均(19.1%)を上回っています。(平成24年5月現在)
- 本県では、将来の岐阜県産業を担う人材を育成するために、専門高校では、地元産業や地域社会との連携を通して、「ものづくり」「人づくり」「地域課題の解決」を視点に、実践的な学習や就業体験を推進しており、88.9%の生徒が高校3年間でインターンシップを体験しています(全国平均65.0%：平成25年3月現在)。これにより県内の地域産業に対する正しい理解と関心を深め、次代の地域産業を支える人材の資質を養っています。
- また、各専門高校、専門学科では、育てる生徒像を明確にし、将来のスペシャリスト育成に必要な専門分野に関する基礎的・基本的な知識と技術の定着を図るとともに、高度な資格取得にも積極的に挑戦し、生徒の潜在的な能力を伸長するような取組をしています。

課 題

- 本県の地域の産業界を牽引し、先見性や創造性に富み、卓越した知識・技術・指導力をもった人材の育成
- 産業界の技術の進展と高度化に対応した先進的な施設設備の継続的・計画的な整備
- 最先端の産業技術等の習得のため、地域の産業界、大学等との連携強化
- 地域経済や産業の国際化に対応できる地域産業人の育成

取組の基本方針

将来の岐阜県産業を担う人材の育成という観点から、専門高校において、学校教育で習得した知識・技術及び技能を基礎として、市場ニーズ等を踏まえながら、地域の産業、研究機関等と連携を図ります。その中で、それぞれの組織の能力・資源を有機的に結び付け、戦略的な実践活動を積極的に行うことで、望ましい勤労観・職業観、コミュニケーション能力等を養い、倫理観をもって、社会に積極的に参画する態度を育成します。

取り組むべき主な施策

①産業教育の充実に向けた校種間や地域との連携の推進

- ・「地域の課題の解決や活性化」「ものづくり」「人づくり」を視点に、地域と連携を図りながら、専門教科を生かした学習活動を行い、産業人として高度な資質能力を育成するとともに、本県の産業界をリードする役割を担う次代の優れた産業人を育成します。
- ・最新の施設・設備や先端技術に触れたり、実務的な知識・技術を学んだりする機会や外部人材の積極的な活用等による、職業人としての基礎を確実に身に付けさせる教育機会を提供します。
- ・専門高校が有する施設設備を開放したり、専門の技術を生かした出前授業をしたりするなどの取組を推進します。
- ・産業現場の実態を把握し、専門的・実践的な指導を行うことができる教職員研修の機会を充実させ、授業改善に生かします。

②スペシャリストの育成に必要な意欲的な学習の推進

- ・職業資格や社会的に有用な各種の資格や検定、競技会、コンテスト等に挑戦するなど、目標をもって意欲的に学習に取り組むことを通して、知識・技術の定着、実践力の深化を図るとともに、課題を探究し解決する力、協調性、学ぶ意欲、働く意欲など創造的かつ実践的な能力や態度を育成します。

③産学官との連携の充実

- ・小・中学校段階から伝統的産業や地域産業について学ぶとともに、体験的な活動を通して、ものづくり産業・サービス産業の魅力や楽しさに触れる機会の充実を図ります。
- ・企業・大学・研究機関等において先端的な知識・技術を習得するとともに、外部人材の積極的な活用による授業等の充実を図ります。

④産業教育施設設備の計画的な更新整備

- ・産業社会や技術の進展に応じた専門性の基礎・基本を確実に身に付けるために必要となる最新の設備・備品の購入、老朽設備・備品の更新及び修繕等を行うとともに、産業界と学校現場の実験実習環境と大きな乖離が生じないように、継続的・計画的に教育環境の整備を図ります。

⑤グローバル化に対応した産業教育の推進【再掲：基本目標1 (3) ③】

- ・グローバル化が進展する社会において、地域経済や産業の国際化を身近なものとして捉えるために、実践的な英語の授業等を通して、外国語によるコミュニケーション能力を高め、国際的な視点を有した地域産業人を育成します。
- ・海外農業の実態や日系移住者の優れた実践的経営、開拓者精神等に直接触れることにより、将来、農業経営者又は農業関連産業に従事するために必要な先進的かつ高度な知識・技術を習得するとともに、広い視野と豊かな国際感覚を有した地域農業の担い手を育成します。

(7) 情報教育の推進

現 状

- 現代社会におけるあらゆる場面において情報化が進展する中で、自ら効果的な情報手段を選んで必要な情報を収集したり、様々な情報源から収集した情報を比較し、必要とする情報や信頼できる情報を取捨選択したりするなどの能力が求められるようになっていきます。また、情報手段を用いて処理の仕方を工夫したり、自分の考えなどが受け手に伝わりやすいように表現を工夫したりするなど、情報化社会の進展に対応するための能力の育成が求められています。
- 本県の「授業中にＩＣＴ（※１）を活用して指導できる」と回答した教職員の割合は、平成 24 年度は 75.6%、「情報モラル（※２）や携帯電話のマナー等について勉強したことがある」と回答した児童生徒の割合は、平成 24 年度は 80% 台など、教職員のＩＣＴ活用指導力や児童生徒への情報モラル教育は確実に浸透しています。しかし、スマートフォン等の新たな機器の登場やＳＮＳ（ソーシャルネットワークサービス）等の新たなサービスの普及により、「ネット依存」、「有害サイトへのアクセス」、「ネット上のいじめ」が問題となったり、児童生徒が犯罪に巻き込まれる事案が増加したりしているため、児童生徒や保護者に対する啓発活動を強化するとともに、情報モラル教育の内容も変化に対応する必要があります。
- また、本県では、県内全ての学校がネットワーク上で人材と教材を共有しようというコンセプトの基に、平成 14 年度から岐阜県教育情報ネットワーク（学校間総合ネット）が運用されてきましたが、ネットワーク上で利用される重要なデジタルデータや個人情報の安全な管理が求められています。

課 題

- ＩＣＴや多様なメディアの活用による情報教育の推進と児童生徒の情報活用能力の育成
- 教職員のＩＣＴ活用指導力の向上を目指した研修と情報モラル教育の充実
- ネットワーク上で利用されるデジタルデータや個人情報の安全管理と防災対策
- インターネットの安全・安心な利用の推進

取組の基本方針

県内の全ての児童生徒が、急速に進展する高度情報化社会に対応した健全な情報活用能力を身に付けることができるよう、教職員のＩＣＴ活用指導力、情報モラルの指導力の向上を目指した研修を充実させていくとともに、学校教育の場で安全・安心に利用ができるよう、ネットワーク上の情報セキュリティを強化し、岐阜県教育情報ネットワーク（学校間総合ネット）の万全な防災対策を実施します。

また、児童生徒を有害情報やトラブルから守るため、インターネットの安全・安心な利用に関する啓発活動を実施するとともに、家庭や地域社会におけるインターネットの適切な利用に関する教育を推進します。

取り組むべき主な施策

① I C Tや多様なメディアの積極的な活用による教育改革

- ・一方向・一斉型の授業だけでなく、I C Tやソーシャルメディアを含めた多様なメディアを活用し、個に応じた学習や協働学習に適した課題追究型の学習など、学習意欲や知的好奇心を引き出す新たな形態での学習について、調査研究を進めます。

②情報教育に関する指導力の向上

- ・児童生徒が高度情報化社会を主体的に生きることができるよう、各学校段階において実践された指導事例や教職員向けの指導資料の提供等を行います。
- ・県内全ての学校を接続して教育情報を共有する岐阜県教育情報ネットワーク（学校間総合ネット）を通じて、教育用コンテンツを配信したり、指導者養成研修や出前講座を実施したりするなど、教職員のI C T活用指導力の向上を図ります。
- ・情報化の急速な進展の中で、その変化に対応した情報モラル教育を推進するため、あらゆる教育活動を通して適切に情報モラル教育ができる教職員の育成を図ります。

③安全・安心な岐阜県教育情報ネットワーク（学校間総合ネット）の運用と環境整備

- ・学校での情報セキュリティを強化するとともに、快適な教育活動ができる情報通信ネットワークとして学校間総合ネットを運用していきます。
- ・万全な防災対策がされ、安全・安心に利用できる情報教育環境の整備を推進します。

④インターネットの安全・安心な利用に関する啓発の充実

- ・児童生徒を有害情報やトラブルから守るため、インターネットの危険性や安全・安心な利用方法、トラブルに遭った場合の相談先を紹介するリーフレットの配布等を通して、啓発活動を実施します。
- ・児童生徒が安全に安心してインターネットを利用することができる環境を整えるために、児童生徒が主に利用するサイト等のパトロールを行います。
- ・青少年育成関係者、保護者向け研修会の開催等を通して、家庭や地域社会におけるインターネットの適切な利用に関する教育を推進します。

【用語解説】

※1 I C T

Information and Communication Technology の略で、多くの場合、「情報通信技術」と訳されます。これまで用いられてきた「I T」とほぼ同じ意味で用いられます。

※2 情報モラル

情報社会において適正な活動を行うための基になる考え方と態度のことです。インターネットや携帯電話を利用する際のマナーやルールなどが含まれます。

(8) 幼児期からの教育の充実**現 状**

- 平成 22 年度に「ぎふっこ」すこやかプランを策定し、より充実した幼児教育を具現するために、4 年間で 12 の市町村モデル地域を指定し、幼保小の連携や指導方法の工夫改善に取り組んできました。また、「岐阜県幼児教育推進会議」を設置・開催し、モデル地域の取組への指導・助言とともに、幼児教育の充実を図る具体的方法を検討しました。
- 実践の推進にあたっては、幼児教育に関わる関係各課による「幼児教育チーム」が、市町村教育委員会や研究団体等に対して、幼児教育充実のための支援体制や、幼児の発達の段階に即した総合的な指導の在り方等について指導・助言を行いました。
- その結果、小学校区における幼保小連携協議会の設置率 100%、小学校区において幼児と児童の交流は 97.8%、教職員同士の交流は 100%行われるようになりました。
- しかし、幼保小が連携した取組の充実度には地域差がみられ、保護者同士、地域ぐるみの連携についても一層充実する必要があります。

課 題

- 幼保小が連携して行う、幼児一人一人の発達に応じた教育の充実
- 子育て支援ネットワーク体制の確立と子育て支援の充実

取組の基本方針

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であることから、幼保小が連携し、幼児一人一人の心身の発達に応じ、発達や学びの連続性を大切にした教育・保育を行うことが大切です。そのために、平成 22 年度から平成 25 年度まで 12 の市町村モデル地域において、幼児教育の充実に向けて取り組んできた成果を県内の公私立、幼稚園・保育所・認定こども園へ広く普及するとともに、幼保小や家庭・地域がより一層連携を深め、「つなぐ・つながる幼児教育」の普及・充実に取り組めます。

取り組むべき主な施策

①幼保小が連携して行う幼児一人一人の発達に応じた指導の拡充

- ・学識経験者、幼稚園・保育所関係者、教育・保育行政に携わる者等で構成する「岐阜県幼児教育推進会議」において、本県における幼児教育の現状と課題を把握し、幼児教育の一層の振興を図るための基本的方向や具体的施策について指導・助言をいただき、常に見直しを図ります。
- ・生涯にわたる人格形成の基礎を培い、幼児の心身の調和のとれた発達を助長するために、幼児一人一人の発達に応じたきめ細かい指導の充実に努め、園においても小学校においても途切れずに指導ができるように努めます。
- ・幼児期の諸課題を解決するための研修を充実させ、全ての幼稚園、保育所等において幼保小が連携した指導の充実に努めます。
- ・県の関係各課が「幼児教育チーム」として、市町村教育委員会や研究団体等に対して幼児教育充実のための支援や、幼児の発達の課題に即した総合的な指導の在り方等についての支援をします。

②幼児の健やかな成長を願う子育てネットワーク体制の確立

- ・保護者自身が子育てを楽しんでいると感じたり、子どもとともに成長を感じたりすることができるために、幼稚園、保育所等が地域のセンター的な立場となり、様々な機関とつながり、ネットワークを拡充できるように継続した指導の充実に努めます。

③家庭教育を通じた乳幼児期からの子育て支援

- ・学校行事等を活用した家庭教育学級に加え、乳幼児の子育ての悩みを抱える若い母親が悩みを共有し学び合い、幼少期から基本的な生活習慣を身に付けさせるため、乳幼児期の家庭教育学級を推進します。



(9) 私立学校教育の振興**現 状**

- 現在、本県の幼児・児童生徒のうち私立学校に在籍する幼児・児童生徒数の割合は、幼稚園 80.9%、小学校 0.4%、中学校 2.7%、高等学校（全日制課程）19.4%となっています。（平成 25 年 5 月 1 日現在）
- 本県では、私立学校の教育条件の維持向上と保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立学校教育振興費補助金、私立高等学校等修学支援金、私立高等学校等授業料軽減補助金等により、私立学校教育の振興に努めています。
- 建学の精神に基づいた特色ある教育活動の一層の推進を図り、学校の個性化・特色化に資するため、教育改革推進特別補助として各学校が行う取組を支援しています。
- しかし、少子化の進展により、私立学校では幼児・児童生徒数が減少し、とりわけ私立高等学校では、全体としてみると、ここ数年間大きな定員割れが生じている現状であり、経営の根幹をなす納付金等の収入が落ち込んでいることから、経営状況の悪化が懸念されます。
- 公立高等学校の入学定員を決めるに際しては、中学校卒業者数の増減を基に、私立高等学校の設置状況も勘案しながら決めています。今後少子化が一層進展することが不可避の状況であり、児童生徒（幼児）や保護者に選んでもらえる特色と魅力のある学校づくりが求められます。

課 題

- 持続可能な私立学校運営の確保
- 選ばれる、一層魅力のある学校づくり

取組の基本方針

私立学校は、建学の精神と独自の教育理念に基づく特色ある教育活動を行っており、本県の学校教育において重要な役割を果たしています。

今後も、私立学校が、特色と魅力のある学校づくりに向けて、児童生徒（幼児）のニーズに応えられるよう支援していきます。

取り組むべき主な施策

①私立学校の振興

- ・岐阜県の教育における私立学校が果たす役割の重要性に鑑み、私立学校運営の安定と教育条件の維持向上を図るため、引き続き私学助成の推進に努めます。

②児童生徒のニーズに応える特色ある学校づくり

- ・私立学校の自主性を尊重しつつ、建学の精神に基づく各学校の創意と工夫による特色と魅力ある学校づくりを支援します。



(1) 心の教育の充実と望ましい人間関係を築く力の向上

現 状

- 豊かな心や望ましい人間関係を築く力を育成するため、小・中学校においては、日常の学級経営を基盤として、道徳の時間を中心に日常生活や体験活動等との関連を図りつつ、学校のエ教育活動全体を通じて、意図的・計画的な道徳教育を行っています。高等学校では、各学校において、生徒の自主性を重んじながら、生徒会主体による地域貢献活動など、様々な活動を通して道徳性を高める取組を行っています。
- 本県では、「岐阜県道徳教育振興会議」を設置し、「1家庭1ボランティア」運動を展開し、学校、家庭、地域が一体となって豊かな心を育む道徳的実践の推進に努めています。
- 各地域においては、青少年育成に関わる団体や各中学校区の道徳教育推進会議が連携し、地域の特性を生かして、あいさつ運動やボランティア活動などの重点活動に取り組む地域が数多くみられます。
- このような誰かのために進んで行うボランティア活動に対する意識の向上がみられる中、さらに、日常生活においても温かい人間関係を築き、命を大切にする心や自尊感情、社会性の育成を図る取組が必要です。

課 題

- 生命の尊重や他を思いやる心などを育む道徳教育の充実
- 児童生徒の発達の段階や学校、家庭、地域の実情に即した道徳的実践の充実
- 一人一人のよさを見つけ、認め合う仲間づくりの推進

取組の基本方針

命を大切にする心や他を思いやる心、郷土を愛する心、自律の心などを育むため、子どもたちの発達の段階や学校、家庭、地域の実情に即した道徳教育を推進し、学校、家庭、地域の連携により多様な体験活動等を積極的に取り入れて、道徳的実践の充実を図ります。

また、子どもたちが信頼し合い、安心して学び合えるような人間関係を築くことができるように、日頃から一人一人のよさを見つけ、互いに認め合う仲間づくりを基盤とした学級の中で、豊かな心を育む道徳教育の推進を図ります。

取り組むべき主な施策

①命を大切にする心、思いやりや助け合いの心、自律の心など「あたたかい心」を育む道德教育の充実

- ・県内の全小・中学校を計画的に訪問することにより、学校の教育活動全体を通して、人間としての生き方の自覚を促し、道德性を育成し、社会の変化に主体的に対応して生きていく児童生徒を育む道德教育を推進します。
- ・学校や地域の実情に応じた道德教育の研究実践を行い、その成果を県内に広く普及します。
- ・郷土の先人を取り上げた読み物の指導資料等を作成し、各学校において、児童生徒の実態に応じた心に響く魅力的な資料として活用できるようにします。
- ・高等学校を中心に活動している「MSリーダーズ(※)」の活動の充実を図るとともに、小中高の連携や地域社会との連携による取組を推進します。

②学校、家庭、地域が一体となった道德的実践力を育てる運動の展開

- ・学校、家庭、地域が一体となった道德教育を推進し、豊かな人間関係を築き「誰かのために、進んで何かができるあたたかい心」を啓発するため、「1家庭1ボランティア」運動を県民運動として発展させ、一層の充実を図ります。
- ・学校の道德教育の取組を保護者や地域に公開し、理解と協力を得ながら、家庭や地域とともに道德教育を推進します。

③一人一人が安心して学び合える教育体制づくり

- ・日常生活における一人一人のよさを見つけ、認め合う仲間づくりを通して、いじめや不登校の未然防止に努めるとともに、望ましい人間関係を基盤とした学級経営の充実を図ります。
- ・児童生徒が自己存在感や自己肯定感を感じたり、望ましい人間関係を築いたりしていくことができるよう、特別活動や道德教育の充実を図ります。
- ・教育相談担当者からの専門的な支援・助言を生かし、学校や地域社会における教育相談体制の充実を図るとともに、地域や保護者、学校が連携して、いじめや不登校の未然防止や早期対応に努めます。

④読書活動の推進

- ・学校図書館教育優秀賞や学校訪問指導等を通して、読書活動充実のための優れた教育実践の啓発を図るとともに、「学校の図書館の現状に関する調査」や市町村教育委員会への訪問指導等により、学校図書を整備・充実を図ります。
- ・県図書館では、子どもの読書環境を整えるため、児童生徒用の調べ図書・朝読書用図書のセット貸出をしたり、おはなし会や読み聞かせ講座等の発達の段階に応じた読書活動を行ったりするなど、読書活動を一層推進します。
- ・身近な図書館で読みたい本を借り、学習する環境整備を図るため、県図書館と市町村立図書館等との相互貸借を充実するとともに、利用者の要望等に対応できるよう、司

書研修などにより図書館職員の資質向上を図ります。

【用語解説】

※ MS（マナーズ・スピリット）リーダーズ

Mは、Manners（規範、礼儀作法）、Sは、Spirit（意識、精神）の頭文字です。高校生自らが自発的に取り組む「生徒の生徒による生徒のための非行防止・規範意識啓発活動」のことです。



(2) 人権教育の推進

現 状

- 「平成 25 年度全国学力・学習状況調査」において、「一人一人の人間には考えや性格などに違いがあるということを大切にしている」と回答した本県の児童生徒の割合は、小学校 91.6%、中学校 92.7%となっており、互いの個性を理解し、認めようとする意識は高い傾向にあります。また、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と回答した割合は、小学校 96.0%、中学校 93.4%となっており、人権尊重に関わる問題としてのいじめを許さないという意識が高いことが分かります。
- 本県では、平成 23 年 12 月に「岐阜県人権教育基本方針」を定め、全ての学校において、人間尊重の気風みなぎる学校づくりを推進し、不合理な差別をなくし、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる教育に努めています。
- また、平成 18 年度からは、人権教育における行動力の育成を主な目的として、全ての公立幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校において「ひびきあいの日」を位置付け、年間を通して、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決を目指した活動を、家庭・地域と連携して推進するよう取り組んでいます。
- 昨今では、児童生徒を取り巻く身近な人権問題として、学校生活におけるいじめの問題やインターネット・携帯電話等による人権侵害、企業における採用選考に伴う不適切な事案など、学校と関係機関等とが連携を密にしながら解決を図る必要があります。

課 題

- 今日的な人権課題に関する教職員研修の充実
- 人権教育における行動力を養う「ひびきあいの日」の充実
- 家庭や地域と連携した人権教育の推進
- 若年者に向けた D V 予防啓発の推進

取組の基本方針

人権教育は、これまでの同和教育及び人権同和教育での実践を踏まえ、様々な人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力を育成し、確かな人権感覚が身に付くよう、学校教育及び社会教育において行われる教育活動です。そのため、教職員の人権感覚を高め、人権教育に関する指導力の向上を図る研修の充実や「ひびきあいの日」を中心とした取組の充実、学校、家庭、地域が一体となった人権教育の推進などを通して、同和問題をはじめとする様々な人権問題を解決する力の育成を目指します。

また、学校生活におけるいじめの問題やインターネット・携帯電話等による人権侵害、企業における採用選考に伴う不適切な事案など、学校だけでは解決できない事案についても、引き続き状況把握に努めながら、学校と家庭、地域、関係機関が一層連携し、今日的課題に対応した人権教育の充実に取り組めます。

取り組むべき主な施策

①今日的な人権課題に関する教職員研修の充実

- ・「岐阜県人権教育基本方針」に示した「同和問題を重要な人権問題の一つとして捉え、全ての県民の正しい認識と理解を一層深めるとともに様々な人権問題を解決できる実践力を高め、人権という普遍的文化を築くことが必要である」ことを具現できるよう、教職員研修の一層の充実を図り、指導力の向上を図ります。
- ・インターネットや携帯電話、いじめによる人権侵害など、今日的な人権課題についての教職員の理解を深めるとともに、情報モラル等の指導を中心となって行う教職員の育成に努めます。

②人権教育における行動力を養う「ひびきあいの日」の充実

- ・県内全ての公立幼稚園及び学校を対象とした「ひびきあいの日」の取組を実施し、保護者や地域の人々との関わりを充実することや、学校で身に付けた力を家庭や地域で発揮する場を位置付けることなどを通して、人権教育における行動力の育成に努めます。

③家庭や地域と連携した人権教育の推進

- ・人権教育活動を効果あるものにするためには、地域社会に密着した人権指導者が必要なことから、「生き合いセミナー（人権指導者養成講座）」を開催し、市町村における人権指導者の養成を一層推進します。
- ・家庭教育においては、子どもの成長段階に応じ、生命の大切さや男女平等など、人権尊重の意識を育むことが大切であることから、社会人権学習資料を作成し、保護者に配布するなど、家庭に対する情報提供や保護者の人権意識の高揚を図るため、学習環境の充実に努めます。

④若年層に向けたDV予防啓発の推進

- ・DV防止に向けて、被害者も加害者も生まないという未然防止の視点から、若年者に対してDVを正しく理解してもらうことを目的に、学校等においてDVについて学ぶ機会を提供するほか、インターネット等のメディアを活用するなどして、若年者に対してより効果的な広報啓発を実施していきます。
- ・教育に携わる者及び保護者などがDVの特性や背景を正しく理解するための機会を増やします。

(3) いじめ等の問題行動や不登校への対応と教育相談体制の充実

現 状

- 学校教育では、児童生徒の豊かな心を育むため、道徳教育や人権感覚を育成する教育を推進するとともに、いじめ等の問題行動や不登校の未然防止及び早期発見・早期対応のために、学校への相談員やスクールカウンセラーの配置、24 時間体制のいじめ電話相談などに取り組んでいます。
- 平成 24 年度の本県公立小・中・高等学校、特別支援学校におけるいじめの認知件数は 3,612 件に上ります。また、不登校児童生徒の状況は、様々な働きかけにより、登校できるようになる児童生徒がいる反面、新たな不登校児童生徒の出現もあります。その背景として、児童生徒のコミュニケーション能力の低下や集団への適応能力の低下があると考えられます。
- 本県では、いじめ等の問題行動や不登校をなくすために、各学校において互いに認め合い、自己肯定感を高める指導を充実させています。また、「子どもを地域で守り育てる」県民運動を展開し、各地区において学校、家庭、地域、民間団体関係機関等が協力して積極的に活動の推進・普及をしています。

課 題

- 規範意識や望ましい人間関係を育む教育の充実
- 積極的な生徒指導体制の充実
- いじめ、不登校を生まない未然防止教育の推進
- スクールカウンセラー等を活用した教育相談体制の充実
- 校種間や学校・家庭・地域の連携

取組の基本方針

「いじめの防止対策推進法」や「岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針」（以下、「岐阜県いじめ防止基本方針」）を踏まえながら、生徒指導体制の更なる整備を図ることで、組織的な対応に努めます。また、いじめや暴力行為などの問題行動や不登校について、予防的・積極的な生徒指導の観点から、未然防止に努めるとともに、早期に発見して速やかに対応できるよう、学校内はもとより、家庭や地域との情報共有に努め、児童生徒一人一人の基本的な生活習慣の育成、倫理観・規範意識の向上に取り組めます。

さらに、幼稚園・保育所、小・中・高等学校、特別支援学校が連携して生徒指導体制を確立するとともに、子どもを地域で守り育てるための県民運動や、関係諸機関との連携した取組を推進します。

取り組むべき主な施策

①いじめ等の問題行動や不登校を生まない魅力ある学校づくりの推進

- ・児童生徒一人一人の規範意識や望ましい人間関係を築く力を高め、「いじめをしない、させない、許さない」という意識が徹底された学校づくりに取り組みます。
- ・児童生徒が自分の居場所や仲間との絆を実感できるよう、一人一人に活躍の場をつくり、児童生徒へのアンケート等を活用しながら、互いに認め合い、自己肯定感を味わうことができる学校づくりに取り組みます。

②いじめ等の問題行動や不登校の未然防止と複雑化・多様化する問題行動への組織的な対応

- ・いじめの防止対策推進法を踏まえた「岐阜県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止や早期対応のための組織づくりに取り組みます。
- ・各学校においては、いじめの早期発見・早期対応のために年複数回のアンケート調査や個別の面談等を通じて、児童生徒の些細な変化の把握に努めます。
- ・県教育委員会の関係各課で組織する生徒指導総合支援チームにより、問題行動や不登校等の早期解決の支援を行います。
- ・24時間体制の電話相談「いじめ相談24」により、いじめに苦しむ児童生徒や保護者の相談にのることで解決の糸口を探ります。
- ・ネット上でのいじめに対しては、県教育委員会内にネットパトロールを配置し、ソーシャルネットワークワーキングサービス等への不当な書き込みの監視を強化するとともに、学校内外での問題にも幅広く対応します。【再掲：基本目標1（7）④】
- ・専門家の派遣が必要な問題に対しては、外部人材で編成するサポートチームを派遣し、児童生徒や保護者への対応のみならず学校指導体制への助言も行います。

③スクールカウンセラー等を活用した教育相談体制の充実

- ・スクールカウンセラー等を全ての小・中学校で活用できる環境を整備し、不登校やいじめ等の問題行動の未然防止及び早期発見・早期対応が進められるよう体制の充実を図ります。
- ・各学校においてスクールカウンセラー等の効果的な活用を柱とした研修の機会を設け、教育相談力の向上を図ります。
- ・学校だけでは解決しにくい生徒指導上の事例等に対し、スクールソーシャルワーカー（※）を配置し、関係機関と連携を図りながら、児童生徒や保護者を取り巻く環境の改善に向けた支援を推進します。
- ・教育センターや各教育事務所で行う電話、面接相談において児童生徒や保護者が抱える問題に寄り添い、その解決に努めるとともに、電話相談広報カード等により県内の全児童生徒へ学校以外にも相談窓口があることを周知・徹底し、より一層きめ細かな支援に努めます。

④地域で子どもを守り育てる運動の推進

- ・「子どもの居場所と絆づくり県民運動」を通じて、教職員、PTA、地域住民、少年

育成団体等が協力して、児童生徒が自己肯定感を高める活動を推進するとともに、いじめの問題（ネットいじめを含む）に関わる取組を充実します。

【用語解説】

※ スクールソーシャルワーカー

教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒がおかれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて問題解決への対応を図る人材のことです。



子どもを地域で守り育てる県民運動（※） 「あったかい言葉かけ運動」作品例



（※）平成 26 年度から「子どもの居場所と絆づくり県民運動」に名称変更

ぼくには、かけがえのない友だちがいます。学校で遊び、家へ帰ってからも遊び、いつも別れるときには「また明日」と言います。何でもない言葉だけどぼくにとっては安心感の源です。「ああ、なんていい言葉なんだろう」（小学生）

祖父は病気で車いす生活になった。それなのに、わたしに「体、気をつけろよ」祖父こそ「体に気をつけてね」（小学生）

（地域の方へ） 頑張って笑っていたときに、「いつも笑顔だけど大丈夫？」って言ってくれたとき、気づいてくれて見ていてくれてありがとう。そのぶん私も笑顔でお礼をします。だから、これからも見ていてください。（中学生）

お母さんへ。大会の日、お弁当に「がんばれ」の手紙。心とお腹が、いっぱいです。（中学生）

私は夏休みに看護体験に行きました。担当した患者さんが「あなたみたいな純粋で真面目な看護師がいるから、私たち患者は、安心して病院に来れるのよ」と言われました。私はこの言葉を聞いて、看護師は大変なだけではないんだと気づかされ、患者さんの中で看護師は大きな存在であることを知りました。（高校生）

僕は被災地へがれきの撤去に行ったことがあります。被災地の人たちは、みんな笑顔でした。家族が亡くなった人もいるのに驚きました。「どうしてそんなに元気なのですか」と聞いたら、「あなたが来てくれたからだよ」と笑ってくれました。（高校生）

(4) ふるさと教育・環境教育・体験活動の推進

現 状

- 独立行政法人国立青少年教育振興機構による「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」では、子どもの頃の体験活動の機会が豊富な人ほど、大人になってからの意欲・関心、規範意識が高い傾向にあると報告されており、体験活動は社会を生き抜くための力を身に付ける上で重要な方策の一つだと言えます。また、自分が住む地域を知り、ふるさとの自然・歴史・文化に親しむことは、豊かな人間性を育むとともに、社会の一員としての自覚を養い、ふるさと岐阜の財産を未来に伝えることにつながります。
- 本県では、地域に暮らす様々な人々との関わりを深めながら、身近にある地域の自然・歴史・文化・産業等について学ぶ「ふるさと教育」の取組を推進し、「ふるさと岐阜」への誇りと愛着を育む教育の充実に努めてきました。11月1日～14日の「岐阜県ふるさと教育週間」においては、県内全ての公立の幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校において「ふるさと教育」の取組を行い、優れた実践校を表彰することにより普及啓発を行っています。
- また、県内の各学校では、児童生徒の発達段階に応じた環境学習に関わる計画を立案し、自然環境に親しみながら豊かな人間性や生きる力の育成に取り組んでいます。そのうち、岐阜県の豊かな水と森に注目した「木育教室」や「緑と水の子ども会議」を実施する学校が着実に増加し、体験から学ぶ取組が広がっています。

課 題

- 学校、家庭、地域が連携した、ふるさと教育・環境教育・体験活動の推進
- 子どもたちの学習成果を発表する場の充実と普及啓発の促進

取組の基本方針

命や自然を大切にする心、思いやりの心、学習への意欲・関心、規範意識など、子どもたちの豊かな人間性と社会性を育むため、学校、家庭、地域が連携・協力して、様々な分野で活躍する人々と触れ合う機会や多様な体験活動の場を設定し、同時に、体験活動の従事者を対象とした研修会の充実を図り、資質向上に努めます。また、県の進める「清流の国ぎふ」づくりの理念に基づき、郷土への誇りと愛着をもち、心豊かでたくましい子どもを育むため、体験活動を通じて「ふるさと岐阜」を知る教育活動を推進するとともに、取組を発表する機会をつくることで、子どもたちの学習意欲の向上を図ります。

取り組むべき主な施策

①「清流の国ぎふ」への誇りと愛着を育む地域に根差したふるさと教育の推進

- ・学校、家庭、地域が連携し、地域に関連する学習や地域に積極的に関わる活動を推進し、保護者や地域住民が一緒になって、子どもたちのふるさとへの誇りと愛着を育む教育の充実に努めます。
- ・学校における優れた「ふるさと教育」の実践の表彰を通して、地域に根差し地域の特色を生かした教育について普及啓発を図ります。
- ・「ふるさと教育」に関する優れた取組を広く県内に紹介するために、「ふるさと教育実践集」を作成するとともに、県のHPを活用し、県内各地で行われている自然・歴史・文化・産業等に関する「ふるさと教育」の実践事例等を掲載・提供します。
- ・「清流の国ぎふ」の豊かな自然や文化を守り、活かし、伝えている人々の営みを子どもたちに体験させ、ふるさと岐阜への誇りと愛情を育み、将来の岐阜県を担う人材を育成します。
- ・県有文化施設では学校の利用や親子での参加が広がるよう、多様な教育活動の充実に努めます。また、「岐阜～ふるさとを学ぶ日」には施設を無料開放するほか、県内協力施設における特典の設定拡大を図ります。

②清流を通じた地域との連携による環境学習の推進

- ・児童生徒が身近な河川に生息する生物を調べることで河川の水質状況を知るとともに、調査を通じて水質保全の必要性や河川愛護の重要性を認識できるようにするため、県内の小・中学校、地域で活動する環境保全団体などに「カワゲラウォッチング（水生生物調査）」への参加を促進します。
- ・上下流域の地域住民や次世代の担い手となる子どもたちが、森川海のつながりや相互の自然環境等に理解を深め、自然と積極的に関わる姿勢や環境保全意識を育むため、現地のNPOなどが指導者となって、自然体験、環境学習、環境保全活動などのプログラムを行う「上下流交流ツアー」を実施します。
- ・地域で環境保全にかかる学習や活動を実践している有識者などを、環境教育推進人材として登録し、希望する学校へ派遣します。環境教育推進人材がもつノウハウの提供や専門的知識を活用した、より効果的な環境教育を推進します。
- ・児童生徒の環境教育の活動を中心に、それに関わる指導者や各種団体の活動に至るまで、「清流の国ぎふ」の未来につながる学習成果発表会等を行う「ぎふ清流未来の会議」を開催し、環境保全意識の向上を図ります。

③森や木と触れ合い、学び、ともに生きる「ぎふ木育」の推進

- ・「ぎふ木育30年ビジョン」に基づき、企業、NPO、地域の人々と連携して、幼稚園・保育園から高等学校、特別支援学校までの子どもたちに対して出前講座を実施し、岐阜の森林（自然）に誇りと愛着をもち、責任ある行動をとることができる人づくりを進めます。
- ・教育施設等への岐阜県産材を活用した玩具や教材の導入を支援するほか、保育士や教員等に対して、ぎふ木育の指導者を育成する研修会を開催します。

- ・各種イベントにぎふ木育の内容を取り入れ、家庭や地域でのぎふ木育活動の実践例を普及啓発するとともに、県内で実施されるぎふ木育活動の情報を集約し発信します。

④清流と森に学ぶ教育活動の推進

- ・清流及び森林をはじめとする地域の恵まれた自然環境に学び、継承する活動に取り組む学校を支援し、優れた実践の成果普及を通して、岐阜県の特徴ある地域性を生かした教育を推進します。

⑤ふるさと教育・環境教育に関する教職員研修の充実

- ・栽培（農業）学習指導者講座や連携講座等、ふるさと教育や環境教育に関する講座の充実を図ります。
- ・初任者研修をはじめとする自然体験活動が可能な研修において、体験を通した環境教育の意義の理解と児童生徒への実践的指導力の習得を図る教職員研修を行います。



(5) 健康・体力づくりの推進

現 状

- 「平成 25 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、体力・運動能力に関する体力合計点（※1）が、小 5 男子 23 位、小 5 女子 24 位、中 2 男子 13 位、中 2 女子 14 位となっており、中学校においては比較的上位にあります。また、本県が推進する「チャレンジスポーツ in ぎふ（※2）」の参加率も平成 24 年度は 38%と平成 19 年度の 20%に比べて増加しています。
- 本県では、子どもの運動の日常化を目指し、小学校を中心とした「チャレンジスポーツ in ぎふ」の活用による運動機会の提供、各地区で開催する「子どもの体力向上指導者養成研修」の伝達講習による教職員の指導力向上を目的とした研修を実施しています。
- また、運動部活動の推進にあたって、高等学校では、「指導者派遣事業」で優秀な社会人指導者を派遣し、その活性化を図り、中学校においては、運動部活動実施状況調査の結果を基に、地域の指導者と学校が連携を図るための手引きを作成しました。
- しかし、「平成 25 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、平日の運動時間数（授業時間を除く）が、小・中学校ともに全国平均を下回っているほか、中学校においては、運動をする生徒としない生徒の二極化が進んでいるなど、更なる運動機会の確保が求められています。

課 題

- 幼児児童生徒の運動機会の確保
- 学校体育、運動部活動の指導者の育成
- 児童生徒の体力に関する実態把握と継続的な体力づくりの推進

取組の基本方針

幼児児童生徒の体力の向上及び心身の健康の保持増進を図るため、体育授業をはじめとする体育的活動の充実や運動部活動の活性化等に取り組めます。

また、学校体育・運動部活動の充実のため教職員の指導力向上に取り組むとともに、ぎふ清流国体で活躍したトップアスリートや指導者を小学校へ派遣し、示範・指導にあたるなど、ぎふ清流国体の財産を活用した取組を推進します。

取り組むべき主な施策

①幼児児童生徒の実態に即した体力づくりの推進

- ・幼児期運動指針に基づいた実践的な教材を研究・開発し、幼稚園教諭等の指導力の向上を図ります。
- ・各学校で記録に挑戦できる「チャレンジスポーツinぎふ」の改善を図り、個人で記録に挑戦できる種目を加えるなど、家庭や地域でも取り組めるように、内容を拡充していきます。
- ・少子化が一層進む中、体育授業において、少人数でも児童生徒が各競技の特性に触れ、体力を高め、スポーツをすることの楽しさや喜びを味わうための指導方法、学習形態、学習資料、評価等の実践研究を行い、その成果を普及します。

②「ぎふ清流国体・ぎふ清流大会」の財産を活用した学校体育・スポーツの推進

- ・ぎふ清流国体で活躍したトップアスリートや指導者を体育授業や体育的行事に派遣することで、児童生徒が一流の技に触れ、スポーツの楽しさを体感し、自らスポーツに親しむ意欲を喚起させるよう取り組みます。
- ・体育の授業や学校行事等において、継続的にミナモダンスを活用した取組を推進します。

③「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」等の結果を活用した取組の推進

- ・「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」等の結果の分析から体力課題を明確にし、新たに「わが校体力向上5分間プロジェクト」事業を実施します。
- ・各学校で実施した体力テストの結果を分析し、学校における体力づくりに活用できる教材を開発するとともに、その普及を進めます。

④運動部活動の活性化

- ・県立学校においては、運動部活動の指導者不足等を解消するために社会人指導者を派遣します。中学校においては、社会人指導者の活用に係る手引き等を用いて運動部活動の活性化を進めます。
- ・運動部活動の指導経験の少ない指導者に対して、安全で確かな指導力を身に付けるための研修を実施します。

【用語解説】

※1 体力合計点
(9ページ参照)

※2 チャレンジスポーツ in ぎふ

県内の各学校においてクラス全員や数人のグループで、「8の字縄跳び」などの指定の運動種目を行い、記録に挑戦する取組のことです。

(6) 食育の推進**現 状**

- 「平成 24 年度学校給食等実態調査」において、「朝食を週に 1 日でも食べない」と回答した本県の児童生徒の割合は、小学校 3.4%、中学校 5.7%となっており、中学生になるにつれ、朝食を食べない子どもの割合が微増しています。また、「朝食を家族と一緒に食べる」と回答した割合は、小学生 77.6%、中学生 57.3%となっており、学年が上がるにつれ、家族と一緒に食卓を囲む機会が少なくなっています。
- 本県では、各学校に「食育推進委員会」を設置し、栄養教諭を中核とした全教職員による食育推進のための体制整備を行うとともに、岐阜県版「食に関する指導事例集」を作成し、各学校における実践の手引きとして、食育推進の強化を図ってきました。
- また、朝食欠食等の実態に応じ、学校から保護者への指導啓発を行うとともに、親子料理教室など、保護者と子どもが一緒に体験する活動を実施するなど、家庭や地域での実践的な取組を促進しています。
- しかし、近年の食生活の変化は、子どもに限ったものではなく、むしろ保護者自身が個人の好みに合わせた食生活のスタイルへと変わり、栄養の偏りや食習慣の乱れに起因する肥満や生活習慣病、過度の痩身等の様々な問題を引き起こしていることに加え、食の多様化が進む一方で、地域の伝統的な食文化の継承も失われつつあります。
- 学校における食育推進体制の整備、学校給食の充実、家庭と連携した食に関する指導の充実等、食育推進の気運が着実に高まってきている中で、食生活を改善するための活動を自ら実践しようとする態度を育成する必要性が増しています。

課 題

- 食の多様化・食生活の変化に対応した食育プログラムの開発
- 食生活を自ら改善しようとする実践力の育成

取組の基本方針

食は命の源であり、生きる力の基盤であることから、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を一層推進します。

また、食育プログラムを開発するスーパー食育スクールを指定し、栄養教諭を中心に外部の専門家等を活用しながら、食育の推進を図るとともに、食に関心をもち、正しい食習慣を身に付けるために、各学校段階に応じた食に関する実践力を育成します。

取り組むべき主な施策

①栄養教諭を中心とした食育の推進

- ・スーパー食育スクールを指定し、栄養教諭を中心に外部専門家を活用して、体験的な学びを重視した食育プログラムを開発するとともに、その成果の普及を図ります。

②学校段階に応じた食に関する実践力の向上

- ・小学生では学校と家庭を結ぶ「家庭の食育マイスター」、中学生では生きた食育教材を主体的に捉える「学校給食選手権」、高校生では主体的に食習慣を改善し、仲間に働きかけることのできる「食の高校生リーダー育成」を通じて、学校段階に応じた食に関する実践力を育成します。

③家庭における共食を通じた子どもたちへの食育の推進

- ・企業内家庭教育研修等において、早く家庭に帰る日の徹底を呼びかけるなど、家族が一緒に食卓を囲んで食事をしながらコミュニケーションを図る「共食」を推進し、バランスのよい食事の摂取や基本的な生活習慣の確立、マナーの習得を図ります。

④食農教育の推進

- ・幼稚園・保育所等に「幼児食農教育プログラム改訂版2013」を普及させるなど、「食」とそれを支える「農」の大切さや重要性について体験し、学ぶ食農教育を推進します。
- ・学校給食への県産農産物の利用拡大を図るとともに、給食に使用されている県産農産物や地域農業の説明等によって、児童や保護者の理解を深めます。



(1) 優秀な教職員の確保と人事システムの構築

現 状

- 現在、経験豊かなベテラン教職員の大量退職時代を迎えており、教職員の確保が難しくなっています。優秀な教職員の確保は、子どもたちや保護者等から信頼される質の高い教育を推進していく上でなくてはならないものです。
- 本県では、優秀な人材を確保するために、教員採用選考試験において試験の一部免除や試験内容等の工夫をした結果、近年、全志願種別で採用予定者数の3倍以上の志願者数を安定して確保することができています。
- また、各大学での説明会を積極的に行い、年間のべ25校(大学等)、約1,200名の学生に対して岐阜県教育の紹介や教職員採用に関する説明会を開催するとともに、県のホームページを活用して、試験方法や配点割合の公開、過去の試験内容の紹介等、公平性・透明性の高い教職員採用システムを確立することで、本県を愛し、意欲的で優秀な教職員を採用するためのPR活動の推進を図っています。
- 近年、「学び続ける教職員像」の確立が求められており、県民の学校教育に対する期待に応え、特色ある学校教育が推進できるよう、全ての教職員が自信と充実感をもてる人事システムの構築を目指す必要があります。

課 題

- 広く県内外から優秀な人材を確保するためのPR活動や採用試験内容の工夫
- 教職員自らがキャリアアップを目指し、学校を活性化する人事システムの構築
- 教職員の勤務負担の軽減に向けた取組の推進

取組の基本方針

「教育は人なり」とよく言われます。これは、学校教育の成否は教職員の指導にかかっているということを意味しており、県内外から優秀な人材を確保するためのPR活動を積極的に展開するとともに、採用にあたっては人物重視の観点から優秀な人材を選考するためのよりよい方途を検討します。また、採用されてから退職まで、教職員自らがキャリアアップできる人事システムを推進します。

さらに、何よりも教職員が元気に児童生徒と向き合う時間を確保するため、「教職員の多忙化解消アクションプラン」に積極的に取り組みます。

取り組むべき主な施策

①優秀な人材確保のための教員採用選考の推進

- ・豊かな人間性と社会性、教員としての専門性を兼ね備えた優秀な教員を選考するため、教員採用選考では、筆記試験に加え、面接やグループ討議・グループワーク等の内容や方法を工夫します。
- ・教職員の大量退職時代を迎え、今後の岐阜県教育を担う優秀な人材を広く県内外から確保するために、PRビデオの制作や「学校見学バスツアー」の開催等、積極的な広報活動を展開します。

②学校を活性化する人事システムの構築

- ・教職員の人材育成と能力開発の視点に立ち、年齢や勤務経歴等の様々な要素を勘案して、教職員の力が十分に発揮できる人事異動を実施します。
- ・教職員の採用・研修・人事制度等による体系的な人材の育成に向けた取組を推進します。

③校種間の連携・接続を図るための人事交流の充実

- ・児童生徒にとっての円滑な接続という視点と、教職員の研修という意味での他校種間の交流人事や、へき地小規模校への派遣、教職大学院への研修派遣等を積極的に推進します。

④教職員の多忙化解消に向けた取組の推進

- ・「教職員の多忙化解消アクションプラン」を一層推進することで、教職員の多忙化の軽減・解消に努め、教職員が元気に児童生徒と向き合う時間を確保します。



(2) 教職員の資質能力の向上と体罰・不祥事の根絶**現 状**

- 本県の教職員の年齢構成は、全教職員の36%を50代が占めており(平成25年5月1日現在)、この50代の教職員の退職に伴い、教職員の大量採用が進んでいます。このまま推移していけば、10年後には教職経験10年目までの教職員が全教職員の約3分の1近くを占めることが予想されます。
- 本県では、特に教職員としての資質能力の根幹をなす教科指導力の向上に焦点をあて、経験年数の少ない教職員の育成を図る研修に重点をおいてきました。また、管理職が一人一人の教職員の資質能力を高めるための指導性を発揮することができるよう、校長・教頭を対象とした研修を実施しています。
- 県総合教育センターにおいては、今日的な課題や受講者のニーズに応えられるよう、多種多様な専門研修講座の開講に努めてきましたが、学校現場の多忙化等により、学校から離れた場所での研修に参加することが困難な状況にもあります。
- また、一部の教職員による不適切な指導が報告されており、体罰・不祥事の根絶に向けた取組をはじめとして、全ての教職員の資質能力の向上に向けて、継続的に充実した研修を行う必要があります。

課 題

- 若手教職員の実践的指導力の育成と管理職の学校経営力の向上
- 派遣型研修等による市町村・学校への支援
- 体罰や不祥事の根絶等、喫緊の課題に対する対応力の向上

取組の基本方針

今後想定される教職員の年齢構成に鑑み、特に経験年数の少ない教職員の育成においては、教科指導力や学級経営力に焦点をあてた研修の充実を図ります。また、学校運営に関する資質能力を高めるとともに、喫緊の課題や新しい教育課題に対応できる能力を育成する観点から、校長、教頭等、管理職研修の充実を図ります。

一方、学校現場の多忙化に対応するとともに、各学校での校内研修の活性化に資するよう、各市町村教育委員会と連携した出前講座等の充実を図ります。また、社会問題にもなっている教職員の体罰・不祥事の根絶を目指す研修の一層の充実を図ります。

取り組むべき主な施策

①教職員としての魅力や資質能力を高める研修の充実

- ・ 県総合教育センターや各市町村教育委員会主催の教職員研修だけでなく、日々の教育活動が行われている各学校などあらゆる場所と機会を捉えて、児童生徒の教育を直に担う教職員への資質能力に関する研修を一層推進することにより、保護者や地域等から信頼される教育環境づくりを目指します。
- ・ 教科指導や学級運営などの実践的な指導力を早期に育成するための初任者研修システムの構築と研修の充実を図ります。
- ・ 経験年数の少ない教職員を育成する視点から、特に教科指導力や学級経営力に焦点をあてた研修講座の構築を図るとともに、初任者研修の段階からライフプランを意識し、目的をもってキャリアアップを図ることができる仕組みを構築します。
- ・ 大学における養成段階と学校現場における実践とをつなぐ初任者の時期に、教職への自覚を高め、自立した教育活動を展開していく素地をつくるために必要な教職員を配置し、組織的・計画的な教職員研修を実施します。
- ・ 指導が不適切な教職員の研修においては、実践的な指導力を高めるとともに、「対人関係能力」等を育成する手法を位置付け、児童生徒、保護者、同僚等と円滑にコミュニケーションを図る力を育成します。

②学校運営の充実を図るための管理職研修の推進

- ・ 管理職は学校の最終的な責任を負う立場であり、人間的な魅力と強いリーダーシップで学校の教育目標の具現や人材育成に努める必要があります。そのため、管理職自身が「学び続ける教職員」である仕組みを構築します。
- ・ 管理職が自校の教職員のキャリアアップを意識し、見通しをもって人材育成に取り組む研修を推進します。

③各学校・各市町村教育委員会と連携した教職員研修の充実

- ・ 教育課題が多様化し、全職員の指導力向上・全校体制による意図的な研修の充実が求められています。そのため、研修リーダーの育成など、校内の活性化を図る研修を充実させます。
- ・ 児童生徒一人一人に対応した教育の充実が求められている一方、教職員が学校を離れて研修に参加することが困難な状況にあります。そのため、学校のニーズに応じた出前講座の充実を図ります。

④教職員の体罰・不祥事根絶に向けた取組の推進

- ・ 体罰を根絶するとともに不祥事を絶対に起こさないよう、自分の気持ちを整理したり、状況を客観的に見る力を高めたりするなど、常に適切な指導ができる資質能力を高める教職員研修の充実を図ります。
- ・ 体罰は指導者の指導力のなさが一因であることから、体罰を用いた指導は単に指導の効果を低減させるだけではなく、被害を受けた本人のみならず、周りの児童生徒にも計りしれない心の傷害をもたらすため、決して許されないものであることを繰り返し

指導するとともに、中学校体育連盟・高等学校体育連盟と連携して、種目ごとの会議や研修会において、体罰根絶の研修等を実施します。

⑤大学等と連携した教職員研修の充実

- ・学習指導に関わる専門的な知識や実践的指導力を身に付けることを目的として、経験年数に応じた研修の中で、大学との連携を図った研修の充実を図ります。
- ・岐阜大学教職大学院及びその他の大学院への派遣を通して、将来、各学校のリーダーとなる教職員の育成を図ります。



(3) 学校マネジメントの推進

現 状

- 本県では、毎年11月1日～14日に設定する「岐阜県ふるさと教育週間」を中心に、教育活動の公開や学校教育に関する情報提供を積極的に行い、保護者・地域住民等に対する参画の機会を設けることを通して、教育活動への理解や信頼を得られるよう継続するなど、地域に根差し、地域の特色を生かした活力ある学校づくりを進めています。
- また、平成25年度から、優れた教育プロジェクトに取り組む県立高等学校を「教育改革重点推進校（リーディングハイスクール）」として指定し、重点的に支援して特色ある学校づくりを推進しています。
- 小・中・高等学校での「自己評価の実施・報告・公表」「学校関係者評価（※）の実施・公表・報告」は全て100%となっています。また、県立高等学校の学校経営計画の作成及び県教育委員会への提出、学校評価（自己評価・学校関係者評価）の実施及び公開は、いずれも100%となっています。
- 今後、開かれた学校づくりを更に強力に推進するため、これまで以上に、学校の教育活動を広く県民に周知し、継続的な学校運営への参画を求めていく必要があります。

課 題

- 校長のリーダーシップに基づいた特色ある学校づくりの推進
- 学校評価システムを活用したPDCAサイクルに基づく学校改善の推進
- 外部からの意見を反映させた学校運営や教育活動の継続
- 小・中学校と高等学校との連続性を考慮した様々な体験活動の充実
- 保護者・地域住民等に対する参画の機会を設けた魅力ある学校づくりの推進

取組の基本方針

県立学校では、校長のリーダーシップのもと、学校評価等により明らかになった学校の抱える喫緊の課題の解決に向けて、各学校が提案する創意工夫した先進的な取組を支援し、生徒一人一人の個性を伸ばす特色ある学校づくりを推進します。

また、各学校がその教育活動や学校運営の状況について、保護者や地域住民等に積極的に公開し、自己評価及び保護者、学校評議員、地域住民等による学校関係者評価を継続的に実施して学校改善を推進し、学校教育の質の向上につなげていきます。

取り組むべき主な施策

①校長のリーダーシップに基づいた特色ある学校づくりの推進

- ・各県立高等学校の先進的な教育プロジェクトにおいて、特に優れたプロジェクトに取り組む高等学校を「教育改革重点推進校（リーディングハイスクール）」として指定し、重点的に支援します。また、その成果を検証し、他の高等学校に普及させることにより、県内の高校教育改革を推進します。

②開かれた学校づくりのための教育活動の公開及び学校評価システムの充実

- ・地域人材・地域資源を活用した教育体制をつくり、教育活動の公開や学校教育に関する情報提供を積極的に行い、保護者・地域住民等に対する参画の機会を設けることを通して、教育活動への理解や信頼を得ます。
- ・小・中学校における活動との連続性を考慮して、高等学校において様々な体験活動の充実を図るとともに、岐阜のよさを実感できる地域に開かれた学校づくりを推進します。
- ・各学校において実施される自己評価や保護者、学校評議員、地域住民等による学校関係者評価について各学校の課題を明らかにし、学校改善につながる実効性のある学校評価システムの充実を図ります。

③全県立高等学校における、教育目標や課題の改善方策等を明示した学校経営計画に基づく学校経営

- ・各県立高等学校において、学校課題を明確化し、教育方針・重点目標等を含む学校の教育目標や、何を、いつまでに、どのくらいまで取り組むのかということを学校経営計画として明示し、それに基づいた学校運営を進めます。

④へき地学校における教育の充実と学校や地域の特性や資源を生かした魅力ある学校づくり

- ・豊かな自然環境や歴史、伝統文化、地場産業等を探究したり、地域の様々な活動に参加したりする「ふるさと教育」の充実に努め、多様な地域性を生かし、ふるさとへの誇りと愛着を育む教育を推進します。

【用語解説】

※ 学校関係者評価

学校関係者評価とは、保護者、学校評議員、地域住民、青少年健全育成団体関係者等の学校関係者などにより構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、各学校の全教職員により行われる自己評価の結果について評価することを基本とする評価のことです。

(4) 安全・安心な学校づくりと危機管理体制の充実**現 状**

- 「平成 24 年度学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」において、「命を守る訓練を年 3 回以上実施している」と回答した学校の割合は、小学校 90%、中学校 66%、高等学校 9%、特別支援学校 58%となっています。
- 本県では、教職員の危機管理意識や資質の向上を図るとともに、児童生徒が自ら日常に潜む危険を予測し、的確な思考判断に基づいて行動する力を育成するために、全公立学校（園）の管理職を対象に「学校安全教室推進講習会」や「防災教室推進講習会」を実施し、安全管理と一体化した組織的・計画的な安全教育を推進してきました。
- しかし、交通安全、生活安全及び災害安全については、学校が地域や行政と密接に連携しながら、PTA や学校安全ボランティア等と連携して一層充実を図っていくことが求められています。
- 食の安全については、食物アレルギーを有する児童生徒等に対する適切な給食対応と危機管理体制の一層の充実が必要です。

課 題

- 学校や地域社会の実態を踏まえた危機管理体制や安全教育の充実
- 児童生徒自らが主体的に行動する力を身に付けるための効果的な指導
- 学校関係者の危機管理能力の向上

取組の基本方針

学校は、児童生徒の自己実現と健やかな成長を目指して教育活動が行われる場所であることから、保護者や地域社会と連携し、全ての児童生徒が安心して学べる安全な学校づくりを推進します。

また、災害発生時等には、児童生徒が主体的に行動する力（自ら考え、判断し、行動する）が重要であり、各学校において安全管理と一体化した組織的・計画的な安全教育を推進します。

さらに、食物アレルギーを有する児童生徒等への適切な体制整備に加え、学校関係者の危機管理能力を一層高めるための教職員研修の充実を図ります。

取り組むべき主な施策

①自らの命を守るための防災教育の推進

- ・各学校で作成している学校防災マニュアル等について、学校や地域社会の実態を踏まえた改善を行うとともに、マニュアルに基づく訓練や校内研修会を実施するなど、安全管理体制と一体化した防災教育を推進します。
- ・児童生徒一人一人が自分の命は自分で守る意識をもち、主体的に行動することができるよう、「命を守る訓練」をより実効性のある内容に改善します。
- ・9月を「岐阜県防災教育月間」として位置付け、児童生徒や教職員の防災意識の高揚と防災教育の一層の充実を図ります。
- ・自然災害に対する知識や防災対応能力の向上とともに、積極的にボランティア活動へ参加しようとする心をもち、学校や地域の防災活動に貢献できる高校生防災リーダーを育成します。
- ・学校安全対策の強化を図るため、「命を守る訓練」や「D I G（災害図上訓練）（※）」等を実施する際に、地域の防災士等の専門的な指導者を派遣します。

②交通安全教育、生活安全教育の推進

- ・「ドライバーとアイコンタクトができる岐阜の子」のキャッチフレーズを更に浸透させるとともに、学校安全計画に基づき、児童生徒の発達段階に応じて「自分の命は自分で守る意識」や「危険を予測し、回避する能力」を重点とした交通安全教育の充実を図ります。
- ・防犯教室や防犯訓練等の安全指導を通して、児童生徒自らが日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができる力を育成します。

③学校関係者の危機管理能力の向上

- ・生活安全、交通安全及び災害安全に関する講習会等において、最新の情報を各学校の管理職に伝達し、管理職から安全に係る実践的な研修会等を行います。
- ・全ての教職員の危機管理能力や安全に関する知識・技能を一層高めるために、校内研修等を学校安全計画の中に位置付け、その推進を図ります。
- ・安全で安心な学校給食の実施に向け、市町村教育委員会等と連携し、衛生管理の徹底と適切な対応に努めるため、必要事項の周知を図ります。

④地域ぐるみの学校安全体制の充実

- ・「岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画」に取り上げられ実施されている様々な地域の力を活用した取組を効果的に実施し、生活安全、交通安全及び災害安全の観点から、総合的に学校安全体制を培っていきます。

⑤食物アレルギーを有する児童生徒が安全・安心に生活できる学校づくり

- ・食物アレルギーに対する学校の管理体制や給食対応について検討するため、県医師会、専門医等の関係者による食物アレルギー対策委員会を設置し、保健医療担当部局

と連携を図り、食物アレルギー対応体制を構築します。

- ・ 岐阜県版食物アレルギー対応マニュアルの作成と各学校の全教職員を対象に同マニュアルを活用した食物アレルギーの正しい理解と対処を学ぶ研修を行います。
- ・ 各学校においては、学校給食を含めた学校生活管理指導表による適正な食物アレルギー対応と、緊急時の体制づくりを進めます。

【用語解説】

※ DIG（災害図上訓練）

Disaster（災害）、Imagination（想像力）、Game（ゲーム）の頭文字からなる、参加者が地図を使って防災対策を検討する訓練のことです。



(5) 学校施設の整備の推進**現 状**

- 平成 25 年 4 月現在、県内の公立小中学校の耐震化率は 91.2%、県立学校の耐震化率は 100% となっています。
- 本県では、「県立学校施設耐震化整備方針」に基づき、昭和 39 年度以前に建築された県立学校については、改築により、昭和 40 ～ 56 年度の建築で耐震性が劣る建物については、原則として耐震補強工事により耐震化を図ることとしていましたが、平成 20 年の中国四川大地震・岩手宮城内陸大地震を受け、耐震補強工事を前倒し実施した結果、平成 23 年度末に耐震化率 100% となりました。これにより、老朽化改築予定校舎の改築は平成 31 年度以降に先送りすることとなりました。
- しかし、県立学校の中には、老朽化により庇・外壁等の落下の危険性の高い施設があり、計画的に改修を進めていく必要があります。
- また、校舎等の建物から発生する化学物質により、児童生徒等の健康に悪影響を与えるシックスクール問題（シックハウス症候群等）への対策として、「『シックハウス症候群』等対応マニュアル」を平成 25 年 7 月に改訂し、各学校に配布しました。今後も各学校において具体的な対策が図られるよう支援を続けていく必要があります。

課 題

- 市町村立学校施設の耐震化の促進
- 県立学校施設の老朽化対策
- 学校環境衛生基準に基づく検査実施のための検査機器の整備

取組の基本方針

児童生徒の安全を確保し、安心して学べる環境を整備するため、学校施設の耐震化や老朽化した施設の改修等を計画的に推進します。

また、児童生徒等の健康的な学習環境を確保するために、学校環境衛生基準に基づく適正な検査を実施します。

取り組むべき主な施策

①県立学校施設の耐震化の推進

- ・部室や食堂棟等の床面積200㎡以上のその他学校施設については、耐震診断を実施し、その結果、耐震性能が劣ると判定された施設については、耐震補強工事を実施していきます。

②県立学校施設の改修の推進

- ・老朽化施設の改修については、施設機能保全の致命的損傷を防ぐため、現地調査を踏まえて優先順位付けし、優先度の高い施設から計画的に改修を進めます。
- ・施設の老朽化により人的被害のおそれのあるもの、災害・事故の発生のおそれがあるもの、災害時の対応に支障をきたすものの改修については、優先的に対応し、生徒の安全確保に努めます。

③市町村立学校施設の耐震化の促進

- ・市町村に対し、小・中学校の耐震補強事業の推進を要請するとともに、国庫補助制度等の周知と積極的な活用を図ります。

④環境衛生検査の適切な実施とその結果に基づいた改善

- ・学校環境衛生基準に基づいた検査を実施するために、検査機器を県内5圏域の拠点校に配備し、揮発性有機化合物は検査機関に委託して、適正を欠く事項があると認めた場合には、改善の指導をします。
- ・児童生徒等の健康への影響が懸念されるシックスクール等の問題については、平成25年7月改訂「『シックハウス症候群』等対応マニュアル」を活用し、学校において適切な対策が図られるように指導します。



(6) 修学支援と学びの再チャレンジの推進

現 状

- 本県では、教育の機会均等に資するため、意欲がありながら経済的な理由で修学が困難な生徒や学生に対して、「選奨生奨学金」、「高等学校奨学金」、「子育て支援奨学金」、「母子寡婦福祉資金貸付事業」による修学支援を行い、働きながら学ぶ学生や就学に再チャレンジする学生には、「定時制・通信制課程修学奨励費」による支援をしてきました。しかしながら、社会経済情勢を反映し、貸付件数が増加する中、各種奨学金等の返還金の滞納が年々増加傾向にあります。
- また、本県では、不登校やいじめなどの悩みをもつ児童生徒やその保護者に対し、個別の教育相談を実施し、平成 24 年度、電話相談は 2,786 回、面接相談は 1,231 回実施しました。また、適応指導教室の担当者連絡会議を毎年 2 回開催し、各教室への児童生徒の通室状況などについて情報を交流し、在籍校とのよりよい連携の在り方などについて協議しています。
- 定時制・通信制高校が、いじめや不登校などの問題や家庭の経済状況等も含めた様々なハンディキャップを抱えた生徒たちにとって大きな役割を果たすようになってきており、こうした生徒たちに加え外国人生徒等も増え、ますます生徒の多様化が進んでいます。
- 不登校の要因や背景が多様化・長期化する場合も多く、依然として多くの児童生徒が不登校に悩み苦しんでおり、教育相談を通して学びの再チャレンジに向かうための支援を行うとともに、将来の社会自立に向けて個別の状況に応じた学習支援を行う必要があります。

課 題

- 奨学金等返還金の滞納への対応
- 「学びの再チャレンジ」を支援する教育相談体制の充実と教育環境の整備

取組の基本方針

教育の機会均等に資するため、意欲がありながら経済的理由で修学が困難な生徒や学生に対する奨学金の貸与や授業料徴収対象者への減免措置を引き続き実施することに加え、平成 26 年度から各種奨学金の貸付や償還管理事務を一元化した「新奨学金管理システム」の運用を開始して、効率的な奨学金管理体制を整えるとともに、償還者の利便性向上のための口座振替制度の導入と取扱銀行を充実させていくこと等により、返還金滞納の縮減を目指します。

各学校段階においては、不登校に悩み苦しむ児童生徒や保護者に寄り添いながら、在籍校や各関係機関において個別の教育相談を行い、学びの再チャレンジに向かうための支援を推進します。また、不登校を経験した児童生徒や高等学校の中途退学者が、再び学びたいという意欲が芽生えたとき、全日制単位制高等学校や 3 部制単位制高等学校、定時制・通信制課程をもつ高等学校を中心に再入学等ができるような教育環境の整備を更に進めていきます。

取り組むべき主な施策

①経済的な理由等により修学が困難な生徒等に対する修学支援の推進

- ・教育の機会均等を図るため、経済的な理由等により就学が困難な生徒や学生に対する奨学金制度を実施します。
- ・多子世帯に対して、教育にかかる経済的負担の軽減と子育て支援を図るため、第3子以降の高等学校生徒を対象とした奨学金制度を実施します。
- ・各種奨学金は、その返還金が財源であり、滞納の縮減・解消のため、新奨学金管理システムの稼働により、各種奨学金の貸付や償還管理を一元化し適正な制度運用に資するとともに、償還者の利便性向上のための口座振替制度の導入と取扱銀行の充実を図ります。
- ・母子及び寡婦家庭の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進することを目的に、修学資金等の貸付を実施します。
- ・教育に係る経済的負担が特に大きな世帯に対して、その負担軽減により教育の機会均等を図るため、国の制度に連動した償還を要しない給付型奨学金制度（奨学給付金）を実施します。

②各種修学支援制度の周知ときめ細かな相談対応

- ・国の奨学金制度を含めた各種修学支援制度の情報共有やインターネットホームページへのリンク先の充実を図るなど、支援のニーズに幅広く応えられるよう各種修学支援制度に関する相談機能の強化を図ります。

③各学校段階における不登校児童生徒への個に応じた学習支援の充実と学び直しへの支援

- ・小・中学校段階においては、不登校の状態にある児童生徒の個別の状況に応じて、市町村に設置されている適応指導教室や在宅、又は在籍校において学習支援を行います。
- ・高等学校段階においては、不登校の状態にある生徒に対し、学校や家庭以外の居場所として県総合教育センター内に適応指導教室を設置し、個別の状況に応じて学習支援を行います。また、在宅及び在籍校においても学習支援を行います。

④3部制高等学校や定時制・通信制の課程をもつ高等学校における教育の充実

- ・生徒の多様な生活時間に柔軟に対応できる3部制単位制高等学校や定時制・通信制課程をもつ高等学校において、基礎的・基本的な学習から応用的・実践的な学習内容まで幅広く学べるようにするとともに、多様な選択科目を用意するなどして、これまでの取組を一層充実・発展させます。
- ・定時制・通信制課程に学ぶ有職生徒や疾病等その他やむを得ない事由のある生徒に対して、教科書及び学習書購入費、夜間定時制高等学校給食費等を助成します。

(1) 家庭の教育力の向上

現 状

- 保護者が行う家庭教育は、全ての教育の出発点であり、基本的な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断等の基本的な倫理観、自立心や自制心、社会的なマナー等を身に付けさせる上で重要な役割を担っています。また、県政モニターへのアンケート調査(平成25年度)によると、「家庭の教育力を向上させるためには、家庭教育に関する親自身の学習や家庭教育について困ったときの身近な相談相手が必要である」と答えた人の割合も高くなっています。
- 本県では、家庭教育学級を進めるためのマニュアルの作成やリーダーへの研修を行い、学校、家庭、地域が連携して、家庭教育を進めることの重要性をアピールするとともに、全ての親を対象に、子どもの発達段階に応じた家庭教育の充実を図っています。
- また、県内の企業や事業所に対して、企業内家庭教育研修の実施を呼びかけ、子育て中の親だけでなく、これから親になる若い従業員、子育てが一段落した従業員、管理職など幅広い層への家庭教育を推進しています。
- しかし、これらの家庭教育学級等に参加できない家庭、しつけや教育に無関心な家庭への対応、乳幼児の初めての子育てに悩む保護者への対応はまだ十分とは言えず、県政モニターへのアンケート調査では67.3%が「家庭の教育力が低下している」と答えています。
- 家庭が本来担っている家庭教育の役割を十分に果たせるよう、社会全体で様々な状況にある全ての子育て中の親を支援し、その充実を図ることが求められています。

課 題

- 様々な状況にある全ての家庭環境に対応した家庭教育の推進
- 企業をはじめ社会全体で家庭教育を支援する環境づくりの推進
- 家庭教育学級を効果的に進めるための仕組みの構築とリーダーの資質向上

取組の基本方針

家庭環境の多様化や地域社会の変化等を背景として、親子の育ちを支える人間関係が弱まり、家庭教育が困難な社会となる中で、家庭教育は全ての教育の出発点であることを再認識し、企業や地域と連携して、全ての親を対象に子どもの発達段階に応じた家庭教育の充実を図ります。

また、家庭教育学級の指導者を対象とした研修を実施し、資質の向上を図るとともに、参加者が学びの主体となるための仕組みの構築と普及に努めます。

取り組むべき主な施策

①子育て中の親が家庭教育について学ぶ機会の充実

- ・乳幼児の子育て中の母親が悩みを共有し学び合い、幼少期から基本的な生活習慣を身に付けさせるため、乳幼児期の子どもをもつ保護者を対象とした家庭教育学級を推進します。
- ・県内各地域で家庭教育学級のリーダーや学校関係者を対象とした研修を行い、家庭教育に関する情報を共有し、事例を学ぶことにより、家庭教育学級の質の向上を図ります。
- ・家庭教育学級の企画段階において、テーマが容易に選択でき、参加者自らが主体的に学ぶ力を引き出すことができるプログラムを作成し、その活用を図ります。

②子育て家庭を支援する地域社会の形成

- ・子育て経験者や教職員ＯＢ、ＰＴＡをはじめ、様々な地域の人たちが、家庭教育学級等に参加できない家庭に直接訪問し、情報提供や相談対応をすることで、子育てに関する悩みの解消を図る「家庭教育支援チーム」の仕組みを普及します。

③企業・事業所と連携した家庭教育の支援

- ・県内企業や事業所に対して企業内家庭教育研修の実施を呼びかけるとともに、県及び県教育委員会がテーマに応じた講師を派遣し、子育て中の親やこれから親になる若い世代、子育てが一段落した従業員、管理職など幅広く家庭教育を推進します。
- ・仕事と家庭の両方を大事にする職場環境づくりに先進的に取り組む企業を認定する「岐阜県子育て支援エクセレント企業」の認定要件の一つに、家庭教育研修の実施を加えるなど、実施企業が家庭教育の推進に理解のある企業として県民に広報し、実施企業の拡大を図ります。

④ＰＴＡ活動への支援及び指導者の資質の向上

- ・県内各地域においてＰＴＡが開催する子育てに関する研究や実践活動、家庭教育に関する啓発活動等を支援し、ＰＴＡ活動を通じた家庭教育の支援や指導者の資質向上を図ります。

⑤児童福祉等の関係機関との連携

- ・児童虐待防止の啓発活動等により児童虐待に対する理解を深め、児童虐待の早期発見や未然防止を図るとともに、相談窓口の充実により、適切な対応を進めます。
- ・学校、市町村、警察、子ども相談センター、児童養護施設間の連携を深めるとともに、各市町村に設置された要保護児童対策地域協議会においては、関係機関と連携を図りながら、社会的養護が必要な児童に対し、適切な対応を進めます。

(2) 地域の教育力の向上

現 状

- 未来を担う子どもたちの豊かな学びを支えていくためには、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を自覚し、地域社会全体で子どもたちの教育を支援する必要があります。本県では、地域社会の中で、放課後や週末等に子どもたちが安心して健やかに過ごせるよう、市町村が実施する「放課後子ども教室（※1）」や、「放課後児童クラブ（※2）」を推進するとともに、様々な体験活動・交流・学習の機会を提供し、子ども同士の遊びや地域の大人と連携した活動等を通じて、豊かな心や社会性等を育む取組を行っています。
- また、子どもが非行・犯罪被害に巻き込まれないために、子どもたちが自ら判断し行動する力や犯罪・トラブルから自らを守る力を身に付けさせるとともに、学校間の連携あるいは学校と地域が連携しながら、子どもたちを見守る意識の高揚を図っています。
- しかし、地域の人間関係・連帯意識の希薄化等の理由から、他人の子どもに対する無関心な大人が増加し、子どもたちの生活を通じた各種経験の不足などの改善が必要であり、県政モニターへのアンケートでは50.5%が「地域の教育力が低下している」と回答しています。
- 保護者はもとより、地域住民の参画による子どもたちの学びを支援するための体制整備や、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みなど、青少年を健全に育むための社会環境づくりに加え、学校、家庭、地域が連携した活動の充実を図ることが求められています。

課 題

- 地域が学校の教育活動を組織的・継続的に支援する仕組みの構築
- 放課後子どもプラン（※3）における指導者や従事者等の資質向上
- 犯罪やトラブル、有害環境から青少年を守るための社会環境づくりの推進
- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する青少年の支援体制の強化

取組の基本方針

子どもたちは、地域で暮らす人々との関わりを通じて、基本的な生活習慣や規範意識、善悪の判断等を身に付けていくことから、学校、家庭、地域が連携し、様々な生活体験や異年齢交流等の活動を支援し、地域住民の参画による放課後等の安全・安心な居場所づくりの整備を図るとともに、各地域が実施している学校の教育活動を組織的・継続的に支援する仕組みを他地域にも広げられるよう支援します。

また、青少年が巻き込まれる犯罪の複雑化や様々なトラブルに対応するため、相談体制の整備や指導強化を図るほか、健全な社会環境づくりを推進し、地域ぐるみで子どもを見守る体制の整備を図ります。

取り組むべき主な施策

①放課後子どもプランの推進と活動内容の充実

- ・「放課後子どもプラン」等の取組を充実させ、保護者はもとより、地域住民の参画により、各小・中学校区へ子どもたちの学びを支援するための体制の構築を促進し、地域ぐるみで子どもを守り育てる取組を推進します。
- ・市町村が実施している、放課後等の子どもの安全・安心な居場所を設け、地域住民の参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等に取り組む「放課後子ども教室」と、留守家庭児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」を推進し、子どもたちの健全育成を図ります。
- ・事業の実施方針や事業実績等に対して有識者等から意見を聴取するため、「放課後子どもプラン推進委員会」を設置します。また、コーディネーターや指導者の資質向上を図るための研修会を開催し、放課後子どもプランの着実な推進・充実を図ります。

②社会全体で子どもたちの学びを支援する取組の推進

- ・県内各地において、想定される災害や被災時の対応を疑似体験するため、地域住民等の協力を得て、公民館や学校等を避難所と想定した生活体験等の防災教育プログラムを実践する「防災キャンプ」の機会を提供し、防災教育の観点に立った青少年の体験活動を推進します。
- ・地域の伝統行事、自然体験をはじめとする豊かな体験活動、地域ぐるみのボランティアなど、生きる力や望ましい人間関係を身に付ける場となる子ども会活動、ボーイスカウト・ガールスカウト活動等の少年団体の活動を支援し、青少年の健全な育成を図ります。

③青少年に対する相談体制の充実

- ・青少年やその保護者が抱える複雑・多様な相談内容に対応できるよう、相談機能の充実を図るとともに、相談機関の相談員などの資質向上を図ります。
- ・問題解決にあたって、相談窓口間の適切な引継ぎと関係機関の連携が必要な事例に対応するため、各相談機関の連携体制の強化を図ります。

④健全な青少年を育む社会環境づくりの推進

- ・岐阜県青少年健全育成条例に基づき、図書类等取扱業者や深夜入場制限施設等に対する立入調査を強化するとともに、業界・事業者の自主的な取組を促進するなど、有害環境の浄化を推進します。
- ・関係機関・団体、青少年健全育成関係者等の相互連携の強化を図り、地域ぐるみでの健全な青少年を育む社会環境づくりを推進します。

⑤社会生活を円滑に営む上での困難を有する青少年への支援

- ・ニート、ひきこもり、不登校等の困難を有する青少年の問題に対する支援体制の強化を図るため、各相談・支援機関が連携した総合的な取組を推進します。
- ・社会生活を円滑に営む上での困難を有する青少年の問題に対して、一般県民への社会

的理解の浸透を図るとともに、地域の人材・特性を活かした支援体制の向上に取り組
みます。

【用語解説】

- ※ 1 放課後子ども教室
- ※ 2 放課後児童クラブ
- ※ 3 放課後子どもプラン
(15 ページ参照)



(1) 文化活動の推進

現 状

- 文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、想像力と感性を育むなど、人間が人間らしく生きるための糧となるものであり、他者との心のつながりや互いに理解し合う気持ち、違いや多様性を受け入れるなど、子どもの人格形成には極めて大切なものです。
- 本県では、文化施設において文化財関連の展覧会や教育普及事業を開催してふるさと教育に取り組んできたほか、岐阜県美術展青年部・少年部の開催を通して、文化芸術に親しみ創作活動に参加できる環境づくりを図ってきました。また、県民の文化芸術活動を支援するために、県美術館の再整備工事を実施するとともに、高等学校の文化部活動を支援し、本県文化芸術のすそ野拡大を図ってきました。
- さらに、ふるさと文化財を守り育て、継承していくため、文化施設において文化財関連の展覧会や教育普及事業を開催してふるさと教育に取り組むほか、県美術館においては、郷土ゆかりの作家の作品に触れ親しむ場を充実させる取組も行っています。
- 高校生以下の子どものについては、文化施設の入館料・観覧料を無料とする取組を実施してきました。
- 今後も、地域の自然、歴史、文化といった資源を活用し、環境保全意識やふるさとへの誇り、文化芸術に対する興味・関心をもたせることを通じて、豊かな感性をもった子どもを育むことが求められています。

課 題

- 子どもたちが、優れた文化芸術に触れる機会の確保
- 清流を守り、活かし、伝える環境保全意識やふるさとへの誇りを育てる取組の推進
- 学校における文化芸術に親しみ、部活動に積極的に参加できる環境づくり

取組の基本方針

郷土の自然・歴史・文化に誇りと愛着をもち、守り、伝える、次代の担い手を育成するため、子どもの頃から学校や地域において文化芸術に触れ、親しみ、創作活動に参加できる環境づくりを推進するほか、文化施設を有効に活用し、文化財に対する理解を深める活動に取り組みます。また、高等学校の文化部活動の振興により、高校教育の活性化と本県の文化芸術のすそ野の拡大を図ります。

取り組むべき主な施策

①文化芸術振興基本条例の理念に基づいた文化芸術活動の推進

- ・県民が等しく文化芸術に関わる機会を創出するとともに、次代の文化芸術の担い手となる子どもたちが文化芸術に触れ、親しむ環境の整備を図ります。

②文化芸術に親しみ創作活動に参加できる環境づくりの推進

- ・文化芸術を創造する人づくり、文化芸術振興の環境づくりに向けて、優れた美術作品の発表の場を提供する県美術展青年部・少年部について、今後更により多くの学校等が参加するよう促し、県内各地域の児童生徒等に発表機会を提供します。
- ・県美術展青年部・少年部を県美術館だけでなく東濃地区及び飛騨地区で開催し、同世代の児童生徒等が制作した優れた美術作品の鑑賞機会を提供します。

③文化施設における文化芸術体験の充実

- ・地域の特色ある文化芸術や風土に触れ、親しむことにより、ふるさとに誇りや愛着がもてる活動や清流の国ぎふづくりを推進するための活動を充実します。
- ・県美術館では、県民の文化活動を発表する場として、県美術展を開催するほか、豊かな美術活動の振興に寄与するため、充実した所蔵品展示を行うとともに、国内外の多彩なテーマの企画展を開催します。
- ・各文化施設において、児童生徒を対象とした実技講座や鑑賞教室の充実を図り、将来の文化の担い手を育成します。

④学校等における文化活動の活性化

- ・学校における文化部活動が文化芸術活動の基礎となることを踏まえ、県高等学校総合文化祭及び県特別支援学校文化祭を開催します。また、顕著に活動している部活動の一層の推進を図るため文化部の活動への補助を行うなど、県立高等学校や特別支援学校の文化部活動を支援し強化推進を図ります。
- ・学校や各種団体が行う合唱コンクールや合唱祭等において、ぎふ清流国体の合唱曲の活用を推進します。



(2) 文化財の保存・活用の推進**現 状**

- 飛山濃水とたとえられ、東西交通の要地にある岐阜県には、多様な学術的価値の高い文化財や民俗芸能が存在します。われわれの先人は、これらの恵まれた自然・歴史・文化遺産を後世に適切に残していくために、文化財指定を行い、保存修理や後継者育成の取組を支援するなどその保護に努めてきました。そのため、県指定の文化財の指定件数は全国1位となっており、いかに県民が文化財に関心を持ち大切にしてきたかが分かります。
- 本県では、その伝統に立脚し、郷土の文化財の調査研究と保存修理及び積極的な公開・活用を推進し、また文化財の周知と愛護思想の普及に努めるとともに、文化財の現状を迅速かつ的確に把握し保護管理に生かすために、文化財保護団体の協力を得て、巡視活動を実施してきました。
- しかし、少子高齢化や中山間地の過疎化、市街地の空洞化等の社会環境の変化に伴い、地域の文化財や伝統文化を支える地域コミュニティの変容や文化財所有者の保護意識の変化が進み、未来への適切な継承が難しくなっています。特に、文化財指定が行われていない分野の文化遺産や自然遺産は、毀損や衰退が進み、消滅の危機に瀕しているものも見受けられます。
- 適正な文化財の調査・保存とともに、公開や普及の推進等、未来へ守り伝えていく取組の必要性が高まっています。

課 題

- 文化財の調査研究と指定の推進
- 文化財・民俗芸能の適切な保存・後継者育成の推進
- 文化財の学習機会の充実
- 文化財の防災防犯対策の推進と保護意識の高揚

取組の基本方針

文化財や民俗芸能など、郷土の文化財を未来へ守り伝えていくため、文化財の調査研究を推進し、新たな文化財指定や文化財の顕彰に努めます。

また、文化財の保存修理を迅速・適切に行うとともに、民俗芸能の後継者育成への積極的な支援や文化財の巡視等に加え、文化財保護団体の育成や文化財愛護思想の普及推進に努めます。

さらに、ふるさと教育の推進や地域の文化振興に資するため、民俗芸能の公開事業(民俗芸能大会の開催等)を促進し、県民の文化財学習の機会や情報提供の充実を図ります。

取り組むべき主な施策

①文化財の調査・研究と指定の推進

- ・社会情勢の変化とともに急速に失われつつある貴重な文化財の所在状況を把握し、それぞれの学術的価値を明らかにするために、文化財調査事業を推進します。
- ・上記の成果等に基づき、新たな国文化財指定の条件整備、県文化財の指定に努めます。

②文化財の保存と後継者育成の推進

- ・指定文化財の迅速・適切な保存修理を推進するため、市町村・所有者・保存会が実施する保存修理事業への支援に努めます。
- ・民俗芸能の後継者育成を促進するために、保存団体が行う伝承事業（伝承教室の開催）への支援に努めます。

③文化財の活用の推進

- ・文化財に関する学習の機会や情報提供を図ることで、県民の文化財に対する理解・関心を深め、文化財保護意識の高揚を図ります。
- ・民俗芸能の保存団体が行う伝承教室の開催等への支援に努めます。

④文化財の防災・防犯の推進と保護・継承の気運の醸成

- ・所有者・保存会の行う指定文化財の防災施設・設備の保守点検へ支援するとともに、文化財防火デー等、防災意識の啓発活動を行うなど、文化財の防災対策を推進します。
- ・文化財の巡視（パトロール）をし、文化財の現状把握及び防犯意識の高揚を図ります。
- ・文化財保護団体の育成を推進するとともに連携を深めることで、文化財愛護思想の普及を図ります。



(3) スポーツの推進

現 状

- 県内の総合型地域スポーツクラブは平成24年度末までに74クラブが設立されています。また、クラブ数の増加と合わせて「ぎふ清流国体・ぎふ清流大会」や「県民スポーツ大会」、「ぎふ清流ハーフマラソン」等の各種スポーツイベントの開催支援を行い、スポーツの推進を図ってきました。その結果、県民のスポーツ実施率が43.3%（平成20年度）から47.7%（平成24年度）と上昇しています。
- 本県では、「ぎふ清流国体・ぎふ清流大会」に向けて、「組織の整備・強化」、「指導者の養成・確保」、「選手の育成・強化」及び「諸条件の整備」を4本の柱にして、（公財）岐阜県体育協会をはじめとする関係諸機関や各競技団体と連携し、強化事業を推進してきました。また、少年種別の躍進を目指し、「ぎふ清流国体」出場世代に絞って強化を進めてきた結果、少年男子は2.2倍、少年女子は1.8倍と前年から大幅に得点が増加しました。
- 今後は、国体が一過性のイベントとして終わることのないように、国体を契機に開催地域に立ち上がった種々のクラブを継続・発展させるとともに、既存の総合型地域スポーツクラブへの活動や運営に対して一層の支援を行い、国体の財産である「高まった県民のスポーツへの関心や取組」を更に充実していきます。
- また、2020年東京オリンピック開催が決定になったことを受け、ジュニア世代を中心としたトップアスリートの育成・強化を一層推進していくことが求められています。

課 題

- 国体の財産を有効活用した高い競技力の維持向上
- オリンピックや世界選手権など、世界の大会で活躍できるトップアスリートの育成

取組の基本方針

「ぎふ清流国体」を契機に立ち上がった成年のクラブを、国体開催会場のシンボルスポートとして地域に定着させ、競技力の維持・向上を図るための支援に努めます。

また、国体で活躍した選手を、次世代を担う優秀な指導者として確保・育成し、学校体育や地域スポーツに積極的に派遣することを通して、スポーツの活性化やスポーツイベントを充実させ、国体開催を契機に高まった競技力と県民のスポーツへの関心や取組（する・観る・支える）を更に高め、県内スポーツの推進を図ります。

さらに、2020年東京オリンピックに向けて、ジュニア世代を中心としたトップアスリートの育成を図ります。

取り組むべき主な施策

①スポーツ推進条例の理念に基づいたスポーツの推進

- ・「ぎふ清流国体・ぎふ清流大会」を契機として高まった県民のスポーツに対する関心を一過性のものにせず、子どもから高齢者まで生涯にわたり、年齢、関心、及び適性等に応じて日常的にスポーツを親しみ、楽しみ、そして支える活動に参画できる機会の提供を充実させることにより、明るく健康で心豊かな県民生活の形成及び活力ある地域社会の実現を目指します。
- ・岐阜方式の活用等による競技力の向上、国体で活躍した選手や指導者等の貴重な財産を、今後のスポーツ推進に生かします。また、この貴重な財産を県民のスポーツに対する意識の向上や、障がい者ととともに生きる社会づくり、ボランティア活動等に対する意識の高揚など、スポーツを支える活動にも活用します。

②レクリエーションスポーツによる体力・健康づくり支援

- ・幼児から高齢者まで、誰もが気軽にできるレクリエーションスポーツに触れる機会を提供し、新しいスポーツの体験を通じて、スポーツに親しむ体力・健康づくりを支援します。
- ・特別支援学校の児童生徒及び関係者に、障がいの程度に合わせてできるレクリエーションスポーツの機会を提供することで、スポーツの楽しさを感じさせ、体力・健康づくりを図るとともに、障がい者と健常者のレクリエーションスポーツの交流を支援します。

③する・観る・支えるスポーツ文化の確立

- ・スポーツ文化の確立を推進するため、「県民スポーツ大会」等の県民総参加の「するスポーツ」、「スポーツフェア」等の国際的、全国的イベントの「観るスポーツ」の更なる充実を図ります。
- ・「ぎふ清流ハーフマラソン」等の競技役員やボランティアとしての「支えるスポーツ」、沿道で応援する「観るスポーツ」、そしてランナーとして参加する「するスポーツ」と、誰もがその三者になれる好循環を創出するスポーツイベントを支援します。

④地域スポーツの育成支援

- ・総合型地域スポーツクラブの育成支援を継続するとともに、地域に根差したトップアスリート拠点クラブの創設育成支援を一層進め、地域スポーツの活性化を図ります。
- ・総合型地域スポーツクラブの活動内容や運営を充実させるため、有資格者であるクラブマネジャー（※1）及びアシスタントマネジャー（※2）の育成を図ります。

⑤ジュニア選手の強化及び指導者の育成支援

- ・国体における選手強化を進める中で獲得したノウハウや一貫指導体制を基に、中学生段階から県選抜チームを結成し、全国大会で日本一を目指した強化を進め、少年の競技力の維持・向上を図ります。

- ・ 中学校・高等学校の部活動や地域の拠点クラブへの強化指定や強化費による支援を継続していきます。
- ・ 国体で活躍した選手に対し、指導者ライセンスの取得や、強豪チームでの研修を行うことで、次世代を担う優秀な指導者の育成・確保に努めます。

⑥ トップアスリートの強化支援を通じたスポーツの推進

- ・ 国体を契機に立ち上がった成年のクラブを、国体開催会場のシンボルスポートとして、地域に定着させるとともに、国内トップリーグ等への参戦を支援し、競技力の維持・向上を図ります。
- ・ トップアスリートや優秀指導者を学校及び地域クラブ等に派遣し、子どもたちがトップアスリートに直接触れ合うことで、スポーツに対する関心を高め、競技力の向上につなげるとともに、トップアスリートと学校体育を含む地域スポーツとの好循環によるスポーツの推進を図ります。また、トップアスリートと障がい者の交流の場を提供することで、障がい者スポーツの推進にも寄与します。

⑦ 2020年東京オリンピックに向けたトップアスリートの育成

- ・ 2020年東京オリンピックに向け、世界大会や国内トップレベルの大会で活躍が期待できるジュニア世代を中心に、チームや選手の活動を支援します。

【用語解説】

※ 1 クラブマネジャー

事業体としての総合型地域スポーツクラブ全体の経営管理（マネジメント）を行う立場にある人のことを指します。クラブの財務状況や会員数、活動プログラム、運営委員会と指導者、各種目別の活動状況など、クラブ全体について把握している人のことです。

※ 2 アシスタントマネジャー

総合型地域スポーツクラブ等において、クラブ会員が充実したクラブライフを送ることができるよう、クラブマネジャーを補佐し、クラブ運営のための諸活動をサポートする人のことです。

(4) 生涯学習の推進

現 状

- グローバル化や情報化の一層の進展など、社会が激しく変化し、多様化が進行する中で、人々がそれぞれのニーズに応じた多様な学習を、あらゆる機会にあらゆる場所において能動的・自発的に行い、その学習成果を社会に生かしていくことができる生涯学習社会の構築が求められています。平成 24 年 7 月に内閣府が行った生涯学習に関する世論調査では、「この 1 年間に生涯学習をしたことがある人」の割合は 57.1 % で、その 9 割がその学習内容に満足していると回答しています。
- 本県では、平成 24 年 3 月に策定した、「岐阜県生涯学習振興指針～地域づくり型生涯学習による地域の絆とコミュニティの再構築～」に示された生涯学習振興の今後の方向性を踏まえ、①「地域づくり型生涯学習 (※)」の推進を支える人材の養成、②「地域づくり型生涯学習」に踏み出すきっかけづくり、③地域課題を学ぶ機会の提供、④学習の成果を生かす場づくり、⑤「地域づくり型生涯学習」に関わる広域的な情報の提供、⑥「地域づくり型生涯学習」を推進する環境整備の 6 つ観点から生涯学習振興施策を総合的に展開しています。
- 一方、都市化・過疎化や家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化等、社会環境が変化する中で、地域における人のつながりや連帯感、支え合いの意識が希薄化し、地域コミュニティの機能が弱まっています。
- 絆づくり、地域づくりを進めていくために、地域住民が様々な学習を通して、主体的に地域社会に参画し、活躍することが期待されるとともに、地域住民や関係者・関係団体が連携して生涯学習を推進していくことが求められています。

課 題

- 「地域づくり型生涯学習」が実行・実践されるための環境整備とネットワーク形成
- 「地域づくり型生涯学習」の推進を支える人材の養成と学習成果を生かす場づくり
- 図書館、公民館、文化施設などの施設で学ぶことのできる環境の整備

取組の基本方針

個人、地域団体、ボランティア団体、企業、学校、行政等の関係機関が相互に情報交換等を行いながら、「地域づくり型生涯学習」を実行・実践されるレベルに引き上げるための環境整備を図るとともに、人材の養成、踏み出すきっかけづくり、学習の成果を生かす場づくりを進めます。

また、社会全体で子どもたちの活動を支援する取組を推進することで、地域の活性化とコミュニティの形成につなげるとともに、図書館や公民館、文化施設など身近な施設で学ぶことができるよう、それぞれの特性を生かした取組の実施と、指導者の資質向上を図ります。

取り組むべき主な施策

①「地域づくり型生涯学習」の推進

- ・地域団体、N P O ・ボランティア団体、企業、教育機関、生涯学習施設、県、市町村等、多様な主体がそれぞれの特性を生かし、連携・協力して役割を果たしていくことが必要であり、関係機関が相互に情報交換などを行いながら一体となって生涯学習を推進していきます。
- ・県民の自発的な学習活動を支援するため、生涯学習相談や実践事例などの情報提供を行います。
- ・県内各大学やネットワーク大学コンソーシアム岐阜等と連携し、公開・開放講座の提供を働きかけていきます。

②「地域づくり型生涯学習」の推進を支える人材の養成、踏み出すきっかけづくり、学習の成果を生かす場づくり

- ・「地域づくり型生涯学習」の推進を支える人材を養成するため、地域づくり活動の実践を学ぶ講座や、大学と連携した人材養成講座等を実施します。
- ・地域づくり活動に意欲はあるものの、実践活動に踏み込めない県民に対してきっかけを提供できるよう、活動計画づくりを体験する講座や大学生の地域づくり活動への参加を促進する事業等を実施します。
- ・生涯学習の成果を地域社会で生かす場づくりを進めるため、地域課題の解決に必要な知識・技術を学び習得した県民の活動を支援する事業を実施します。

③公民館を拠点とした生涯学習の推進

- ・学校や公民館等を拠点に、地域ぐるみで子どもを育てることにより、子どもたちだけでなく、参加する全ての人たちが生きがいを抱くことができるよう、地域全体の教育力の向上を図ります。
- ・公民館が、地域住民の生涯学習の中核施設としての役割・機能を高めるため、職員の資質向上のための研修機会の充実を図ります。

【用語解説】

- ※ 地域づくり型生涯学習
(24 ページ参照)

3 主な施策の目標水準

目標水準の基本的な考え方

ここに掲げる目標水準は、目指すべき指標である「長期目標」と、施策の成果を示す「施策実施目標」の2つに分けて設定しています。

○長期目標

本県教育の目指すべき姿を数値化するために設定するものです。本指標は、県の政策の実施だけで実現できるものではなく、広く県民の皆様方との認識の共有を図り、共に目標に向かって努力を重ねていくことを通じて実現を目指すことを前提としています。そのため、特に目標年度は設定していません。

○施策実施目標

県として実施する施策の目標を数値化するために設定するものです。第4章に掲げる主要施策の中から、主な施策を選定しています。各施策の実施にあたり、平成30年度を目標年度として、目標値を設定しています。

【長期目標】

基本目標	施策番号	施策	指標	現況値	目標値
1	(1)	確かな学力	学校の授業が分かる児童生徒の割合	小学校 89.9% 中学校 76.4% (平成24年度)	小学校 100% 中学校 100%
			自分から進んで勉強しようという気持ちがある児童生徒の割合	小学校 79.2% 中学校 63.7% (平成24年度)	小学校 100% 中学校 100%
2	(1)	心の教育	自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	小学校 75.2% 中学校 65.9% (平成25年度)	小学校 100% 中学校 100%
			将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	小学校 85.8% 中学校 71.5% (平成25年度)	小学校 100% 中学校 100%
	(4)	ふるさと教育・環境教育・体験活動	自然の中で遊んだことや自然観察をしたことのある児童生徒の割合	小学校 79.7% 中学校 74.4% (平成25年度)	小学校 100% 中学校 100%
			今住んでいる地域の行事に参加している児童生徒の割合	小学校 81.7% 中学校 57.6% (平成25年度)	小学校 100% 中学校 100%

2	(6)	食育	子どもの朝食欠食の割合 (公立小・中学校)	小学校 3.4% 中学校 5.7% (平成 24 年度)	小学校 0% 中学校 0%
4	(1)	家庭教育	家の人と学校での出来事について話をする児童生徒の割合	小学校 75.8% 中学校 65.8% (平成 25 年度)	小学校 100% 中学校 100%

【施策実施目標】

基本 目標	施策 番号	施 策	指 標	現況値	目標値
1	(1)	確かな学力	教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立している小・中学校の割合	小学校 61.5% 中学校 57.2% (平成 25 年度)	小学校 100% 中学校 100% (平成 30 年度)
	(2)	特別支援教育	特別支援学校における教諭の特別支援学校教員免許保有率	67.9% (平成 25 年度)	80.0% (平成 30 年度)
			特別支援学校高等部の卒業生の就職率	31.9% (平成 24 年度)	50.0% (平成 30 年度)
			「働きたい！応援団ぎふ」登録企業数	446 社 (平成 24 年度)	800 社 (平成 30 年度)
	(3)	グローバル人材	英検準1級以上、TOEFL iBT80点以上又はTOEIC730点以上相当の英語力を有する教員の割合	中学校 22.0% 高等学校 69.0% (平成 24 年度)	中学校 50.0% 高等学校 80.0% (平成 30 年度)
			卒業時に英検3級以上相当の英語力を有する生徒の割合	中学校 28.0% (平成 24 年度)	中学校 50.0% (平成 30 年度)
			卒業時に英検2級～準2級以上相当の英語力を有する生徒の割合	高等学校 23.0% (平成 24 年度)	高等学校 50.0% (平成 30 年度)
	(6)	産業教育	専門高校における産業教育に関する全国規模のコンテスト・大会の最上位の入賞数	11 個 (平成 24 年度)	15 個 (平成 30 年度)
	(7)	情報教育	授業中にICTを活用して指導できる教職員の割合	75.6% (平成 24 年度)	80.0% (平成 30 年度)
			情報モラルなどを指導できる教職員の割合	83.3% (平成 24 年度)	90.0% (平成 30 年度)

1	(8)	幼児教育	幼保小の連携における教育課程の編成・指導方法の工夫をした割合	61.2% (平成 24 年度)	80.0% (平成 30 年度)
2	(1)	心の教育	地域社会などでボランティア活動に参加したことがある児童生徒の割合	小学校 51.0% 中学校 65.4% (平成 25 年度)	小学校 65.0% 中学校 75.0% (平成 30 年度)
	(3)	いじめ・不登校	いじめ相談に関して、スクールカウンセラーや相談員及び養護教諭等を積極的に活用して相談した学校の割合	小学校 77.3% 中学校 95.7% 高等学校 54.5% (平成 24 年度)	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100% (平成 30 年度)
	(5)	健康・体力づくり	全国における岐阜県の小・中学生の体力の状況	小学校 25 位 中学校 13 位 (平成 25 年度)	小学校 10 位以内 中学校 10 位以内 (平成 30 年度)
			学校全体で児童の体力・運動能力を向上させる取組（体育の授業を除く）をしている小学校の割合	76.7% (平成 24 年度)	100% (平成 30 年度)
3	(2)	教職員の資質能力	県又は市町村の教育委員会が行う教職員研修の受講率	80.0% (平成 24 年度)	100% (平成 30 年度)
			県総合教育センターの支援による市町村や学校の研修実施数	55 件 (平成 24 年度)	100 件 (平成 30 年度)
	(4)	安全・安心な学校づくり	「命を守る訓練」を年間 3 回以上実施する学校の割合	76.7% (平成 24 年度)	100% (平成 30 年度)
4	(2)	地域教育	地域住民が学校の教育活動を組織的・継続的に支援する仕組みを有する割合	小学校 73.2% 中学校 68.3% (平成 24 年度)	小学校 80.0% 中学校 80.0% (平成 30 年度)
5	(1)	文化活動	教育普及活動参加者数	10,958 人 (平成 24 年度)	12,000 人 (平成 30 年度)
			県社会教育施設の高校生以下入館者数	77,853 人 (平成 24 年度)	85,000 人 (平成 30 年度)
	(3)	スポーツ	クラブマネジャー（※1）又はアシスタントマネジャー（※2）の資格取得者数	102 人 (平成 24 年度)	174 人 (平成 30 年度)

【用語解説】

※1 クラブマネジャー

(86 ページ参照)

※2 アシスタントマネジャー

(86 ページ参照)